

**第9次高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)**

**令和3年3月
東 金 市**

はじめに



介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支える社会保険制度として平成12年にスタートし21年が経過しました。その間、サービス利用者数は制度創設時の3倍となる傍ら、サービスの提供基盤は着実に整備され、高齢者の暮らしを支えるものとして、定着・発展してまいりました。

総人口が減少に転じるなか、高齢者数は今後も増加し、高齢化の進展が見込まれております。いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年まで展望いたしますと、

現役世代人口は減少し、高齢者人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれております。そうしたことから、制度の持続可能性の維持、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域の状況に応じた介護基盤の整備、高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要であり、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが必要であります。

今回策定いたしました、「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、国の基本指針やガイドラインに沿いながら、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会、いわゆる地域共生社会の実現を図るため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むたいと考えております。

今後もこの計画をもとに、市民の皆様や関係機関の方々と連携・協働して推進し、鋭意取り組んでいく所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重、かつ、熱心なご審議をいただきました東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員の皆様をはじめ、各種調査に貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

東金市長

鹿間 陸郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 介護保険制度改正の動向	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定について	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 東金市の現状	6
2 アンケート調査結果からみえる現状	10
3 第7期計画の評価と課題	23
第3章 基本理念及び施策の体系	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 日常生活圏域の基本的な考え方	30
4 施策の体系	32
第4章 施策の展開	34
1 健康で自立した生活を継続できるまち	34
2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち	46
3 高齢者にやさしい地域づくりの推進	56
4 介護サービスの充実と制度の安定的運営	64
第5章 介護保険サービスの見込み	67
1 人口及び要支援・要介護認定者の推計	67
2 総人口及び高齢者人口等の推計	68
3 居宅・介護予防サービス	70
4 施設サービス	76
5 地域密着型サービス	78
6 市町村特別給付	82
7 介護予防・日常生活支援総合事業	83
8 保険料の算出	85
第6章 介護保険制度の円滑な運営	89
1 施設整備計画	89
2 介護給付適正化の方針	90
3 円滑な事業運営の推進支援	91
4 計画の進行管理	93

資 料.....	94
1 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会設置要綱.....	94
2 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員名簿.....	96
3 協議経過.....	97

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、令和元年10月時点において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%まで上昇しています。高齢者数は令和24年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年2月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、この大綱に基づき、令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムを基盤とした地域づくり等の一体的な取り組みのもと、地域共生社会の実現を図ることとされています。

こうした国等の動向を踏まえ、令和2年度に東金市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進を目指す新たな計画を策定します。

また、近年の自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応として、国や千葉県との支援策に加え、本市独自の対策を進めています。また、高齢者の安全安心な暮らしと、介護事業所等のサービスが継続されるよう備えていきます。

2 介護保険制度改正の動向

介護保険法において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、令和7年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、更には、現役世代が急減し、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズ等を見据えることについて、以下の内容等を第8期計画に位置付けることが求められています。

◎2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

◎地域共生社会の実現

◎介護予防・健康づくり施策の充実・推進

◎有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

◎認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

◎地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

◎災害や感染症対策に係る体制整備

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、本市における高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画においては、関連する法制度、国・千葉県の高齢者福祉及び介護保険に関する計画との整合を図ります。また、本計画は市政の基本指針である市総合計画のもと、地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画、とうがね健康プラン21等の保健・医療・福祉に関する計画との整合性と連携を図りながら、高齢者の地域生活を支援します。

さらに、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標は、国や地方自治体においても達成するための取り組みが重要となっており、本計画においても、SDGsの理念に沿った取り組みを各施策を通して推進します。本計画と関連性が高い目標は、以下の「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」の項目です。

エスディー・ジーズ

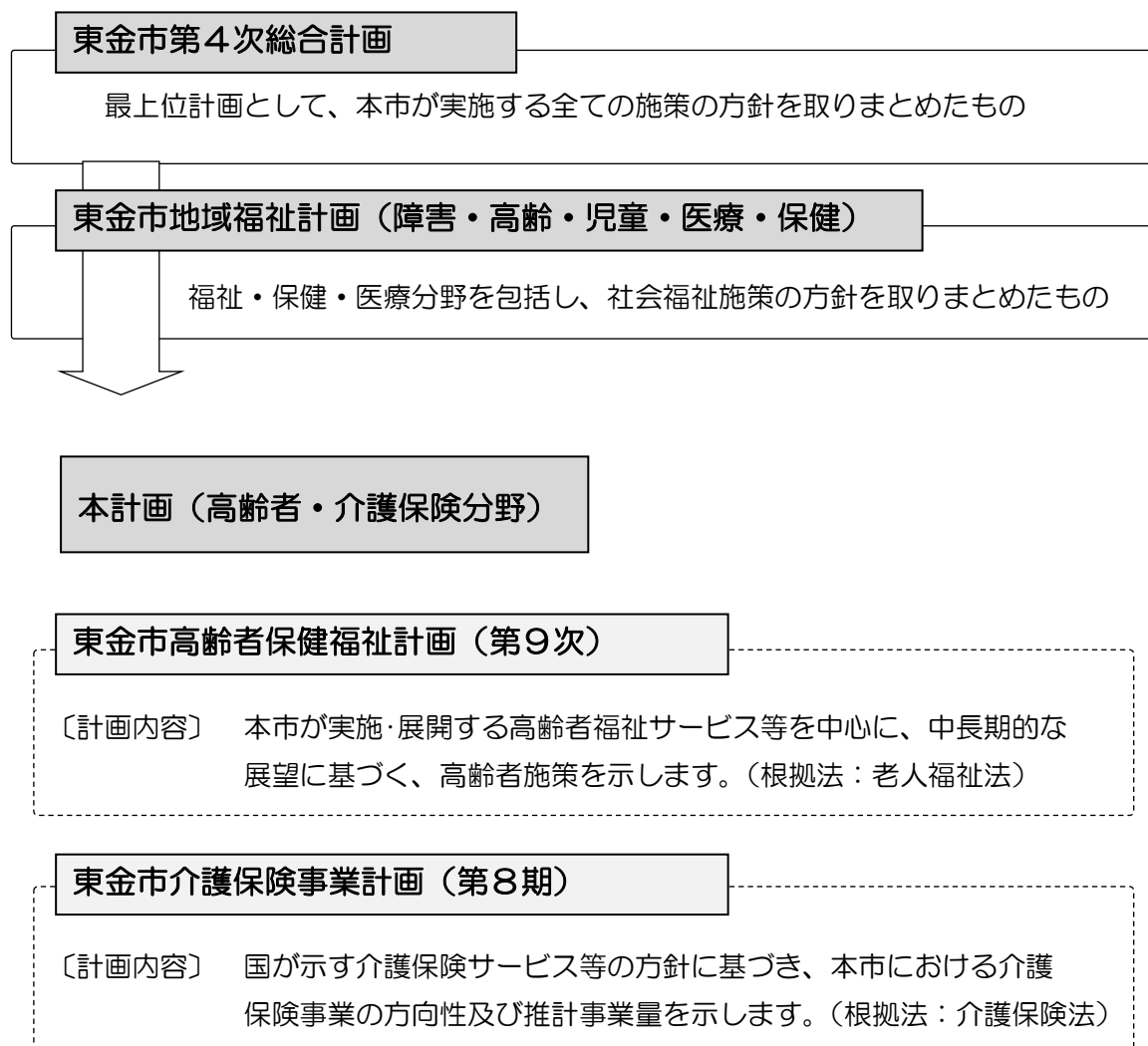
SDGs（持続可能な開発目標）とは・・・

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓うもので、日本も積極的に取り組んでいます。

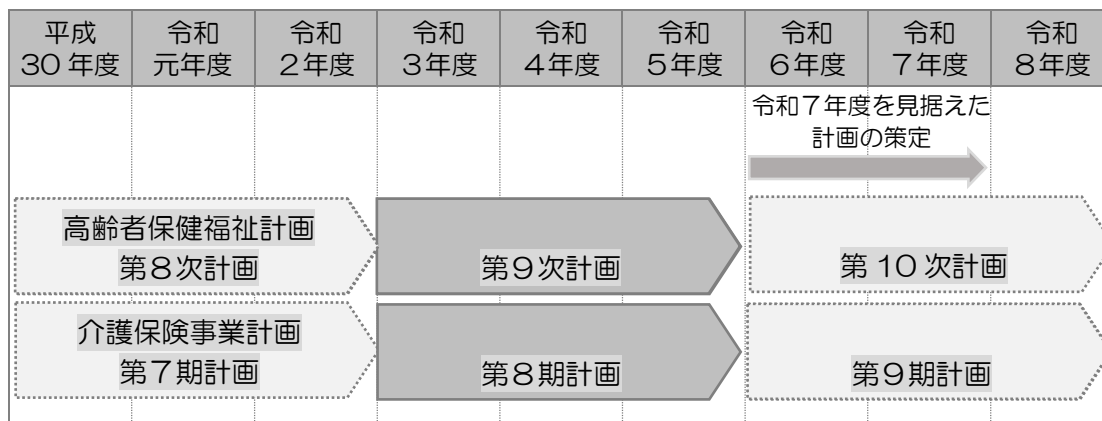


■本計画の位置づけ■



4 計画の期間

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



5 計画の策定について

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、保健・医療関係者、社会福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者の代表者などで構成する「東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会」により検討を行いました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」等を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和3年2月5日～3月4日
- 意見の件数 0件

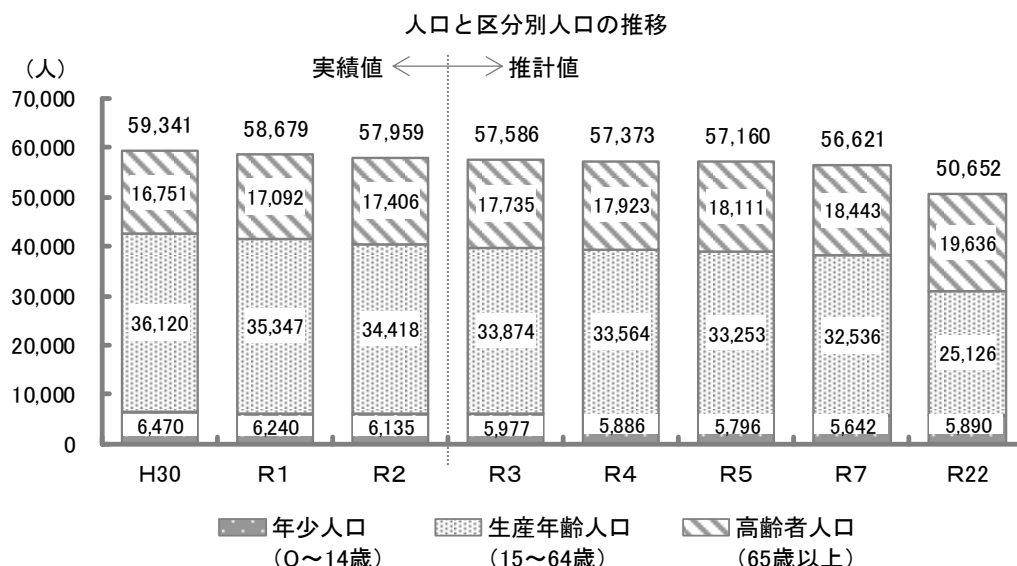
第2章

高齢者を取り巻く現状

1 東金市の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、年々減少しており、令和7年には56,621人を見込んでいます。3区分別人口では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）においては減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。



なお、3区分別人口割合では、近年の推移において、高齢者人口割合は増加し、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少が続いており、令和7年には高齢者が人口の32.6%を占める見込みとなっています。

区分別人口の構成割合の推移（％）

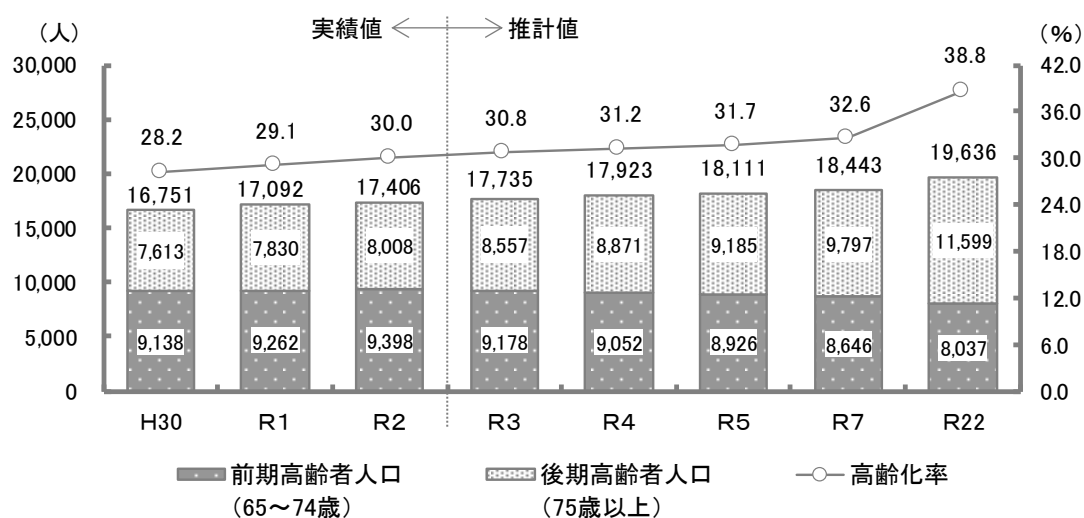
	第7期			第8期			推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
年少人口	10.9	10.6	10.6	10.4	10.3	10.1	10.0	11.6
生産年齢人口	60.9	60.2	59.4	58.8	58.5	58.2	57.5	49.6
高齢者人口	28.2	29.1	30.0	30.8	31.2	31.7	32.6	38.8

資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年10月1日現在）

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

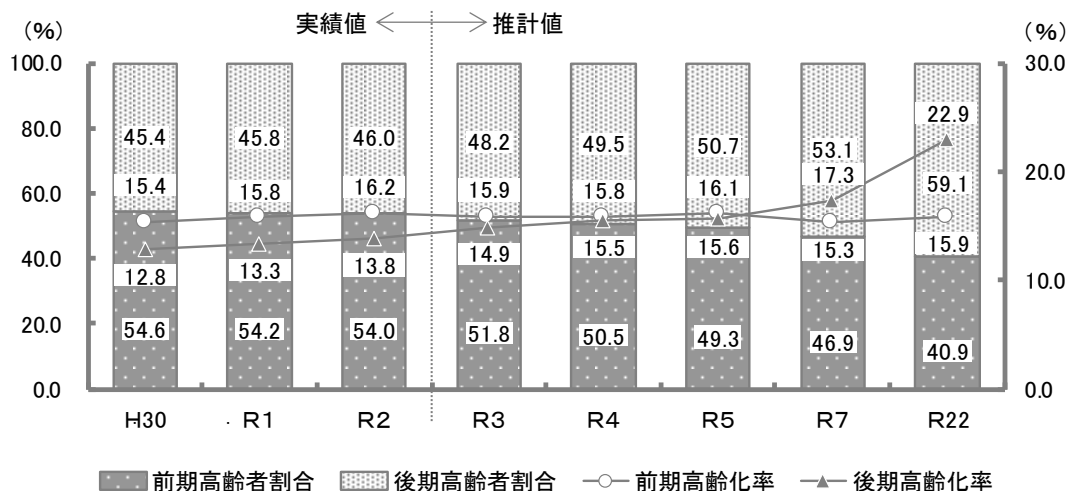
高齢者が増加傾向にある中、令和2年では17,406人、高齢化率は30.0%となっており、令和7年には18,443人、高齢化率は32.6%を見込んでいます。令和2年から令和5年までの高齢者の推移では705人の増加となっています。（前期高齢者（65歳～74歳）472人減、後期高齢者（75歳以上）1,177人増）

前後期高齢者と高齢化率の推移



資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年10月1日現在）

前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化率の推移



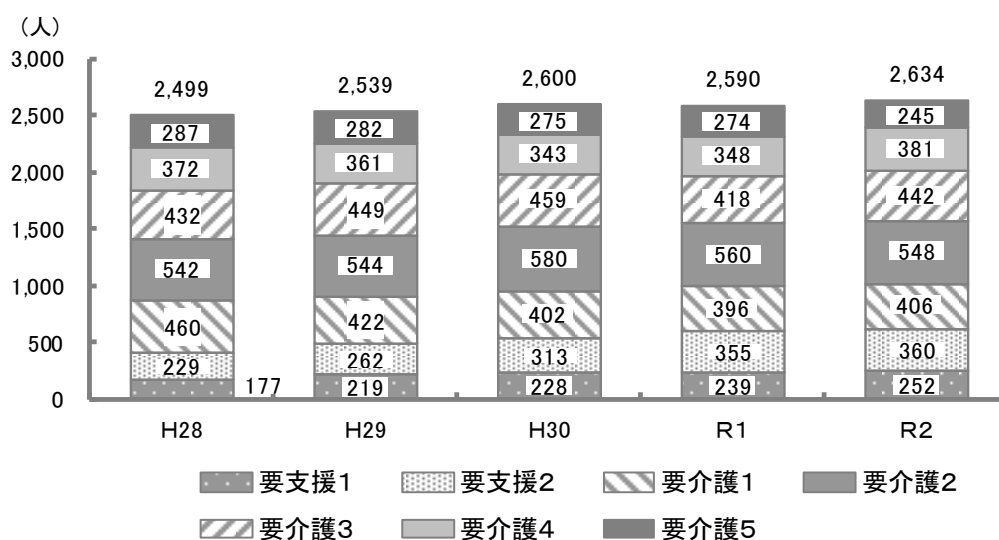
資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本市の認定者数は増加傾向にあり、令和2年では、2,634人となっており、特に要支援2の増加傾向が顕著になっています。

本市の要介護認定率においては、平成28年以降横ばい傾向であり、令和2年で14.6%となっています。また、千葉県・全国と比較すると低い値で推移しています。

要支援・要介護認定者数の推移



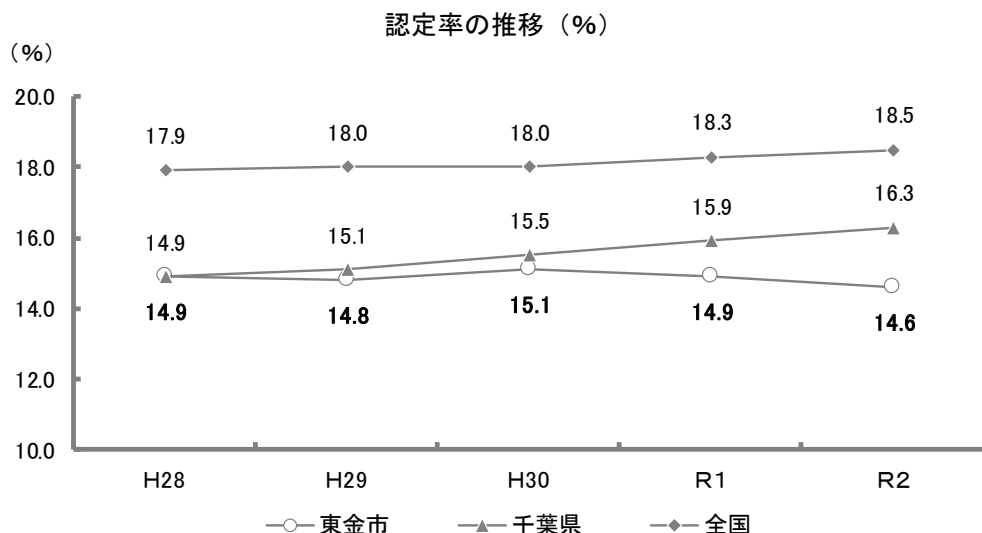
資料：実績は介護保険事業報告（各年9月末現在）、推計は「見える化」システム

要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者割合の推移

単位：人、%

	第7期			第8期			推計	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
第1号被保険者	2,521	2,514	2,556	2,651	2,719	2,791	2,948	4,112
前期高齢者	14.0	13.3	13.4	12.4	11.8	11.3	10.6	6.8
後期高齢者	86.0	86.7	86.6	87.6	88.2	88.7	89.4	93.2

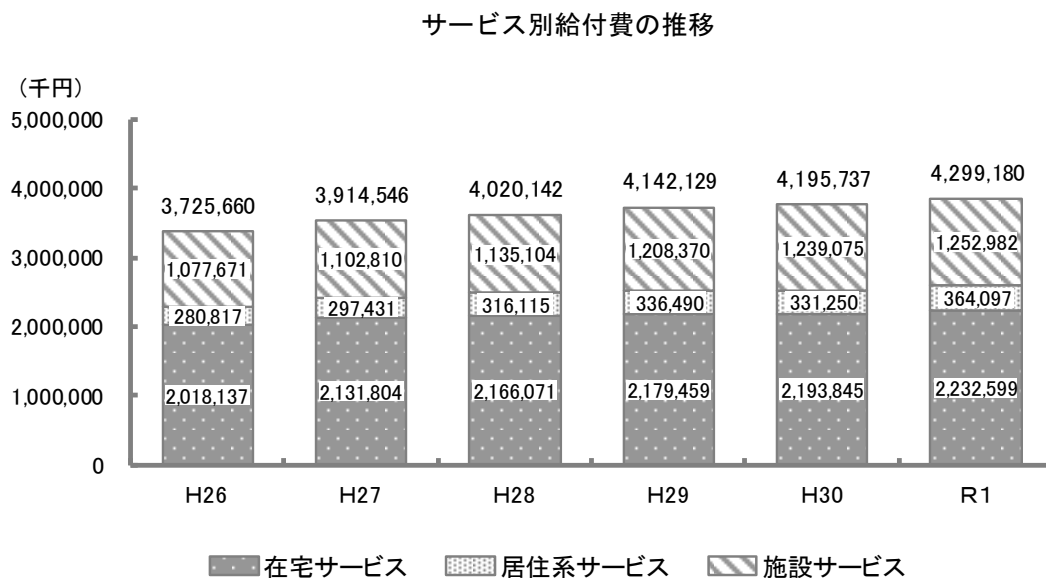
資料：実績は介護保険事業報告（各年9月末現在）、推計は「見える化」システム



資料：「見える化」システム

（４）サービス別給付費の推移

本市のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、増加額では在宅サービス、増加割合では居住系サービスがそれぞれ大きな増加を示していく見込みとなっています。



資料：「見える化」システム

○在宅サービス（訪問介護、通所介護等居宅で提供されるサービス）

○居住系サービス（特定の有料老人ホーム等の施設に入居して利用するサービス）

○施設サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査期間

平成30年12月3日から令和2年1月31日まで

② 調査方法

○ニーズ調査：郵送による配布・回収

○在宅介護実態調査：認定調査員による聞き取り

③ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	3,380 通	1,894 通	56.0%
在宅介護実態調査	650 通	647 通	99.5%

※「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は市内に在住する前期高齢者と後期高齢者を第1生活圏域と第2生活圏域ごとに無作為に抽出、「在宅介護実態調査」は要介護認定申請者が対象

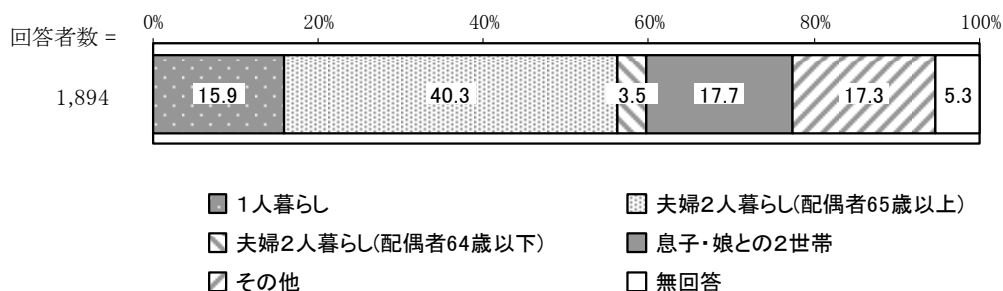
④ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100％にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100％を超える場合があります。

(2) 家族や生活状況について（ニーズ調査）

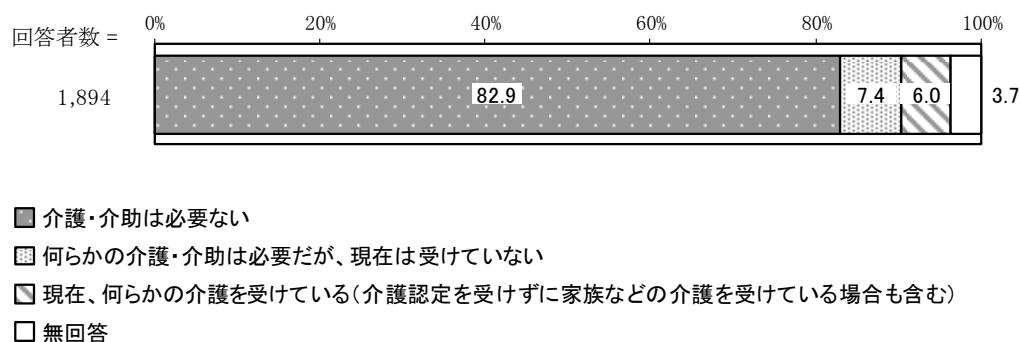
① 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が40.3%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が17.7%、「1人暮らし」の割合が15.9%となっています。



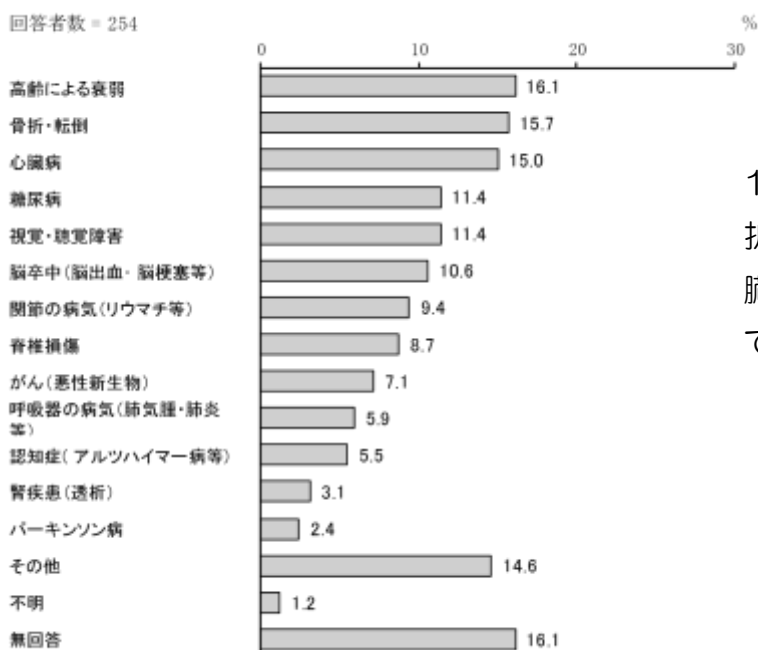
② 普段の生活で介護・介助が必要か

「介護・介助は必要ない」の割合が82.9%と最も高くなっています。



③ 介護・介助が必要になった主な原因

回答者数 = 254

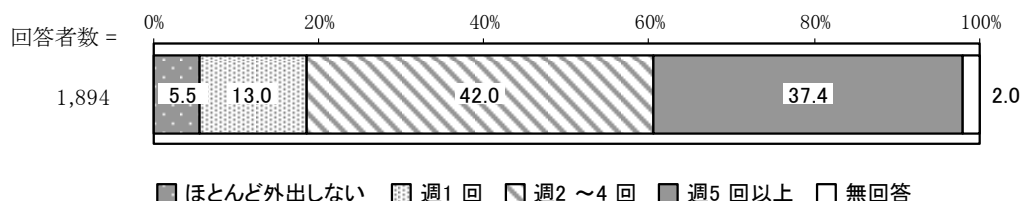


「高齢による衰弱」の割合が16.1%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が15.7%、「心臓病」の割合が15.0%となっています。

(3) からだを動かすことについて（ニーズ調査）

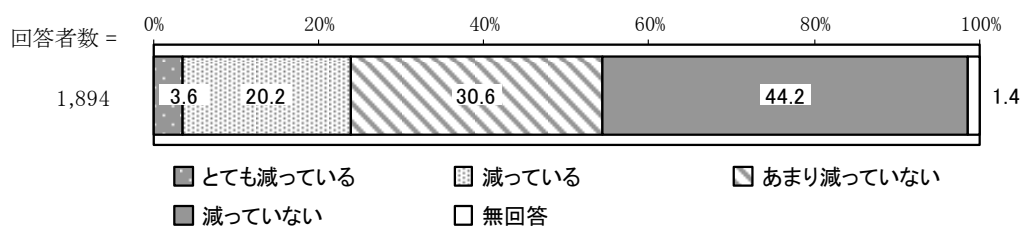
① 週に1回以上の外出の有無

「週2～4回」の割合が42.0%と最も高く、次いで「週5回以上」の割合が37.4%、「週1回」の割合が13.0%となっています。



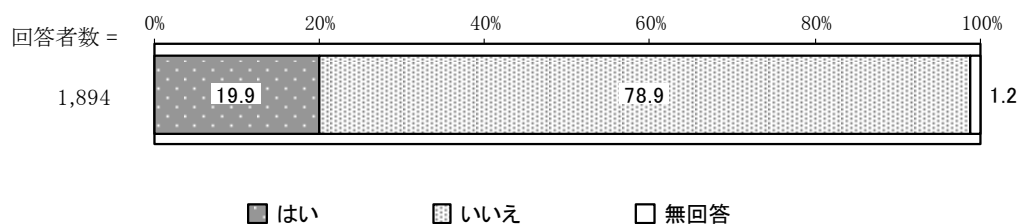
② 昨年と比べての外出の回数について

「減っていない」の割合が44.2%と最も高く、次いで「あまり減っていない」の割合が30.6%、「減っている」の割合が20.2%となっています。



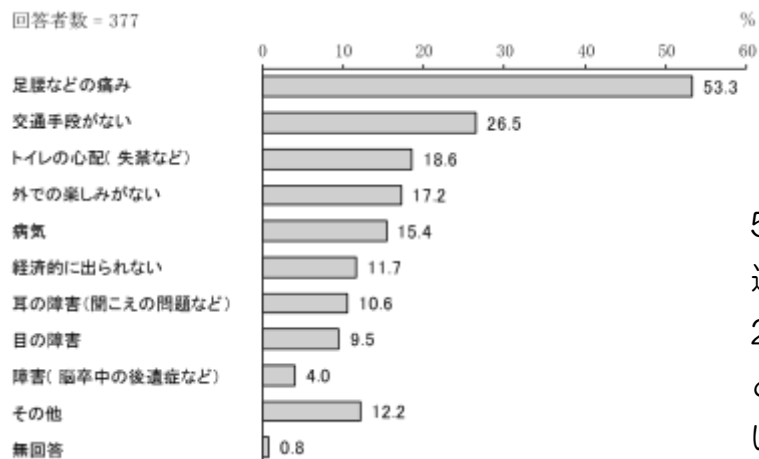
③ 外出を控えているかについて

「はい」の割合が19.9%、「いいえ」の割合が78.9%となっています。



④ 外出を控えている理由

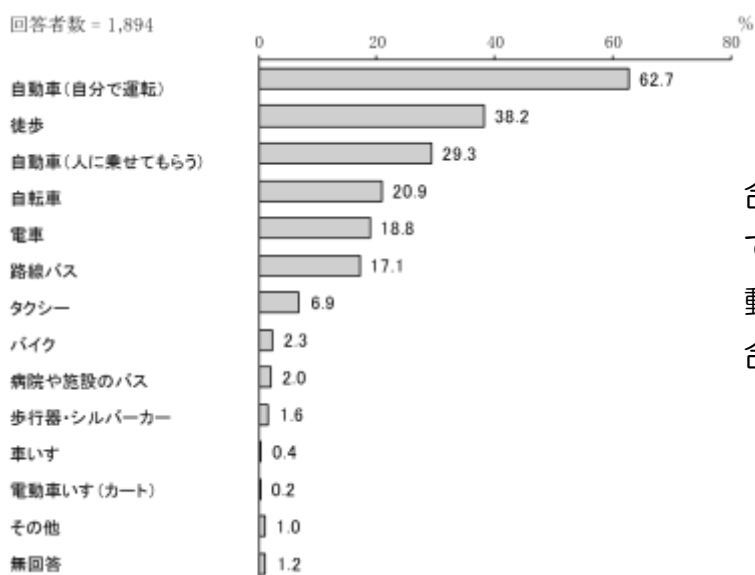
回答者数 = 377



「足腰などの痛み」の割合が53.3%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が26.5%、「トイレの心配(失禁など)」の割合が18.6%となっています。

⑤ 外出する際の移動手段

回答者数 = 1,894

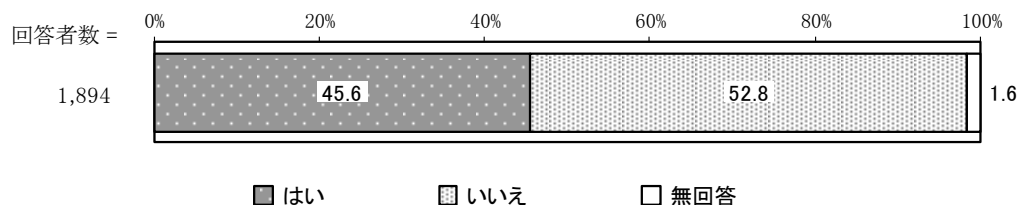


「自動車(自分で運転)」の割合が62.7%と最も高く、次いで「徒歩」の割合が38.2%、「自動車(人に乗せてもらう)」の割合が29.3%となっています。

(4) 毎日の生活について(ニーズ調査)

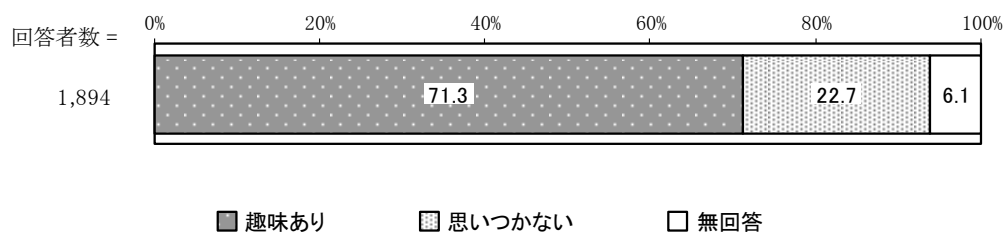
① 物忘れが多いか

「はい」の割合が45.6%、「いいえ」の割合が52.8%となっています。



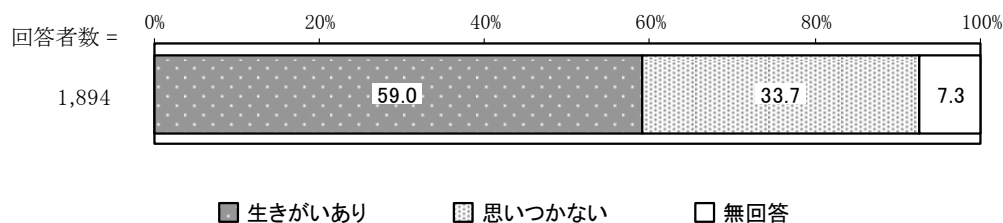
② 趣味の有無

「趣味あり」の割合が71.3%、「思いつかない」の割合が22.7%となっています。



③ 生きがいの有無

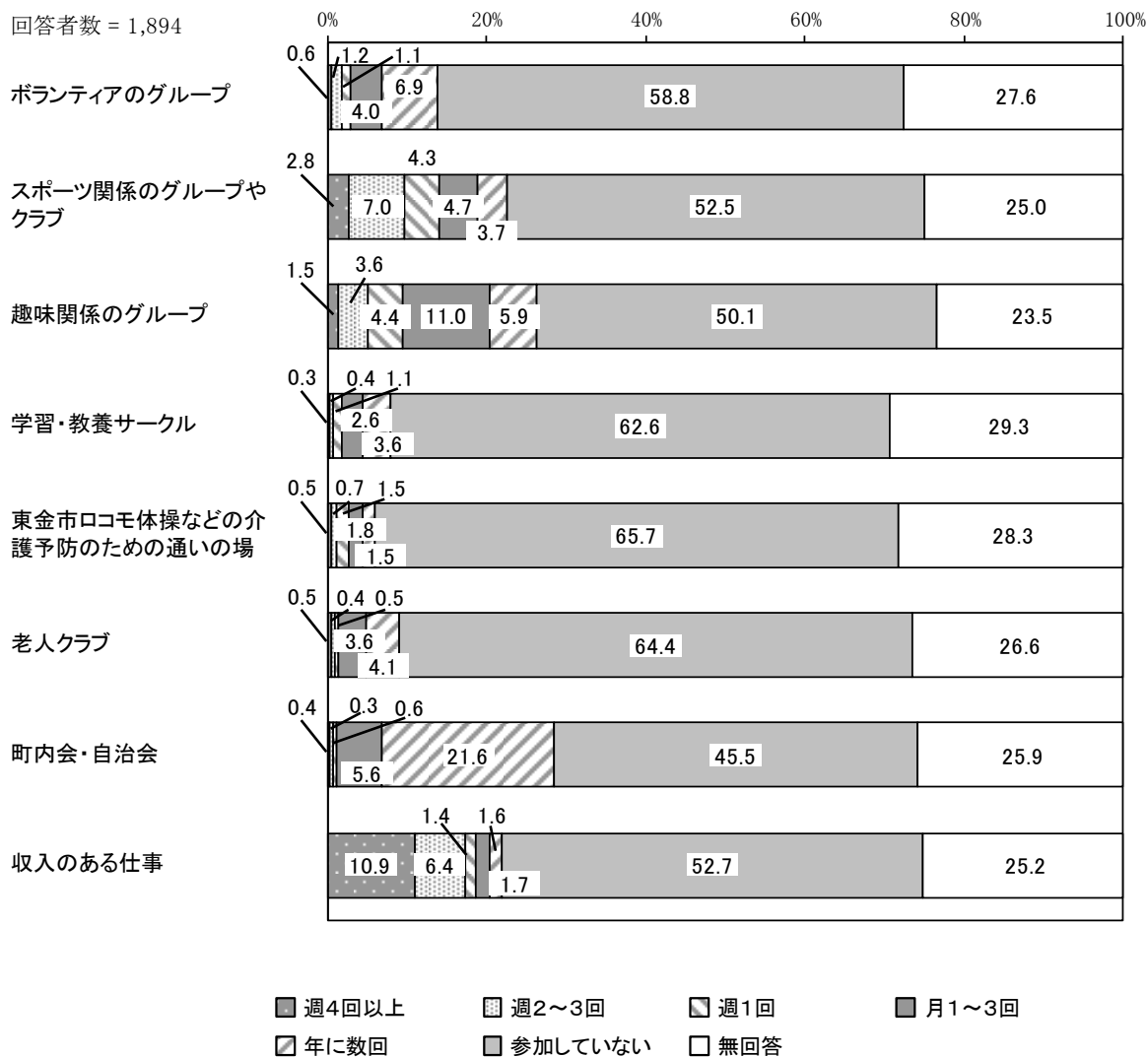
「生きがいあり」の割合が59.0%、「思いつかない」の割合が33.7%となっています。



(5) 地域での活動について（ニーズ調査）

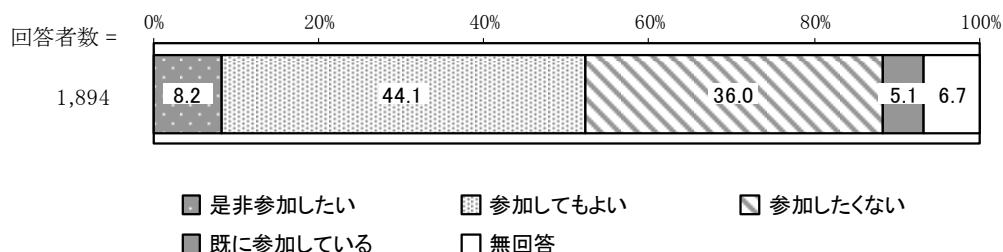
① 地域での活動への参加について（一般高齢者）

『学習・教養サークル』『東金市ロコモ体操などの介護予防のための通いの場』『老人クラブ』で「参加していない」の割合が高くなっています。



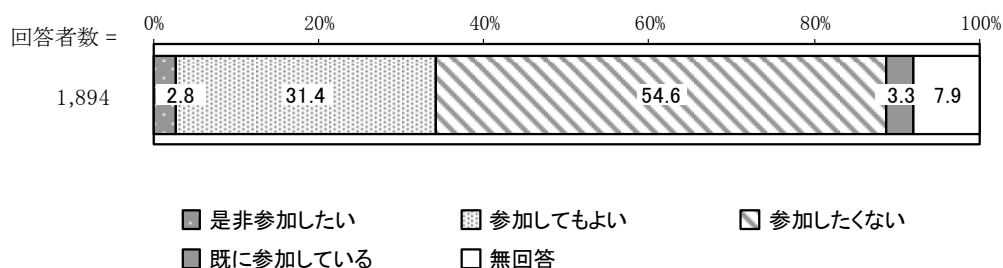
② 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

「参加してもよい」の割合が44.1%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が36.0%となっています。



③ 地域でのグループ活動への企画・運営としての参加意向

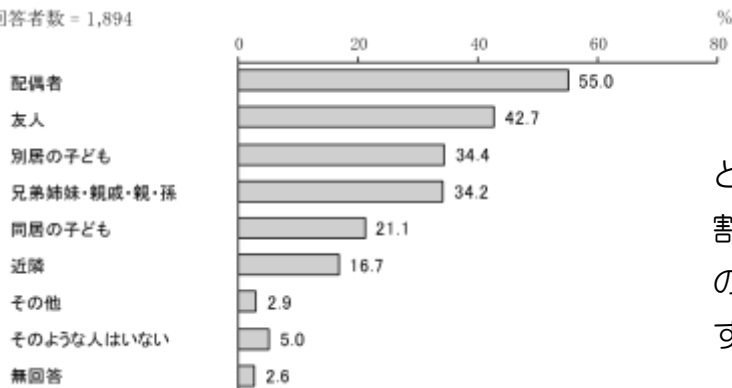
「参加したくない」の割合が54.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が31.4%となっています。



(6) たすけあいについて（ニーズ調査）

① 心配事や愚痴を聞いてくれる人

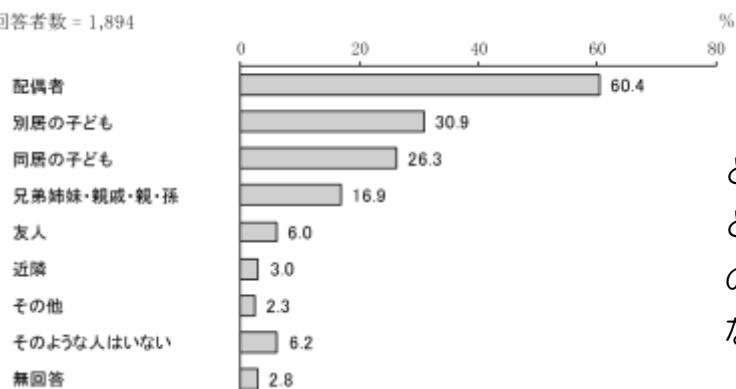
回答者数 = 1,894



「配偶者」の割合が55.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が42.7%、「別居の子ども」の割合が34.4%となっています。

② 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

回答者数 = 1,894

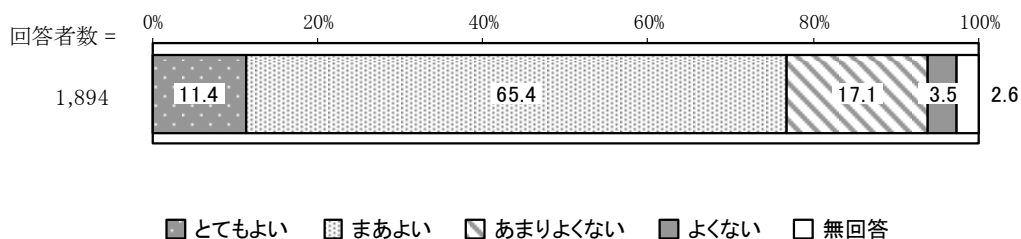


「配偶者」の割合が60.4%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が30.9%、「同居の子ども」の割合が26.3%となっています。

(7) 健康について（ニーズ調査）

① 現在の健康状態について

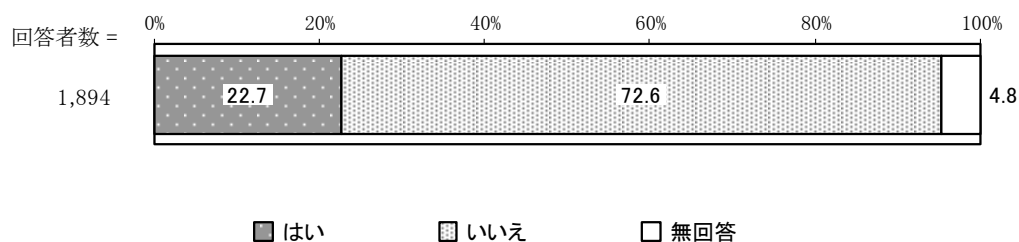
「まあよい」の割合が65.4%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が17.1%、「とてもよい」の割合が11.4%となっています。



(8) 認知症にかかる相談窓口の把握について（ニーズ調査）

① 認知症に関する相談窓口の認知度

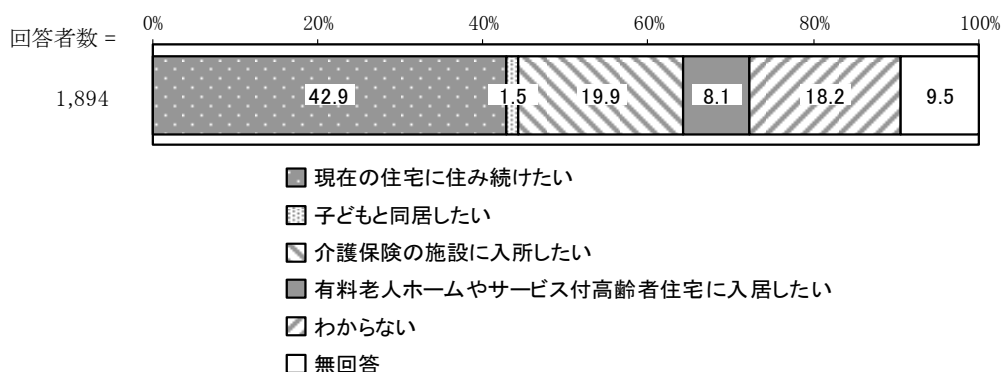
「はい」の割合が22.7%、「いいえ」の割合が72.6%となっています。



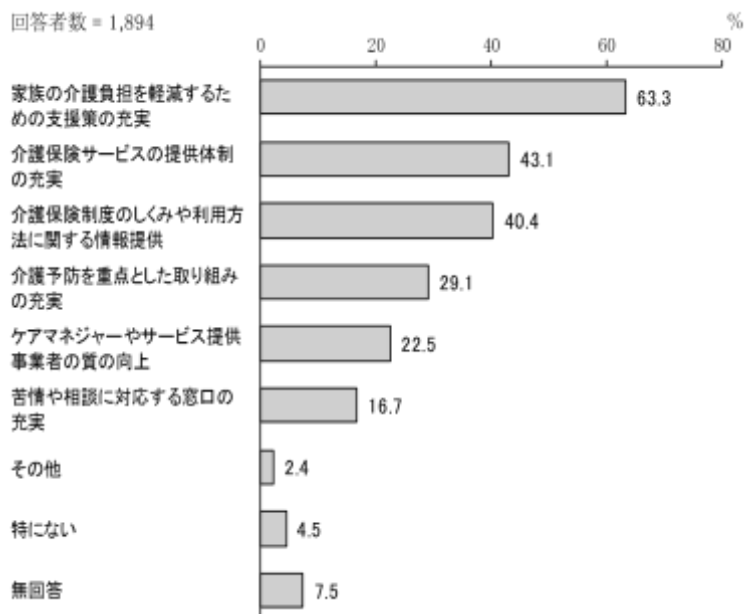
(9) 介護保険・高齢者福祉制度について（ニーズ調査）

① 介護が必要な状態が進行した場合の希望する暮らし方について

「現在の住宅に住み続けたい」の割合が42.9%と最も高く、次いで「介護保険の施設に入所したい」の割合が19.9%、「わからない」の割合が18.2%となっています。



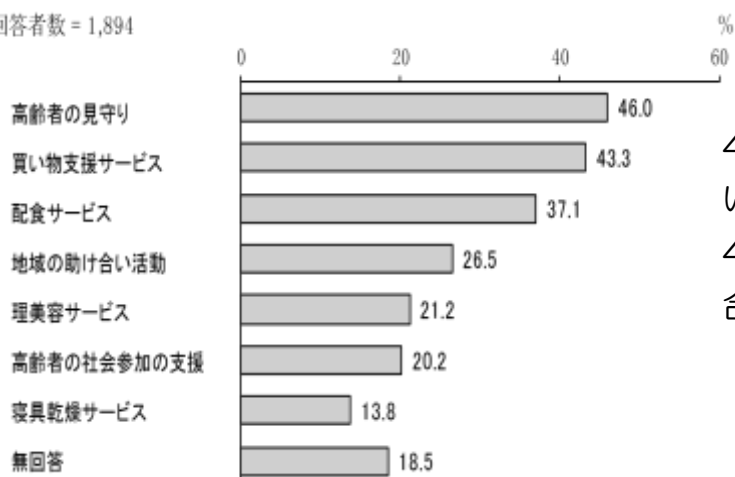
② 介護保険制度として特に力を入れるべきことについて



「家族の介護負担を軽減するための支援策の充実」の割合が63.3%と最も高く、次いで「介護保険サービスの提供体制の充実」の割合が43.1%、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供」の割合が40.4%となっています。

③ 今後、充実して欲しい高齢者福祉施策について

回答者数 = 1,894

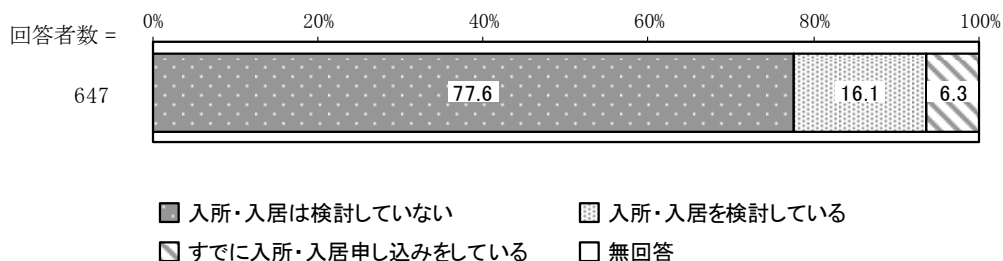


「高齢者の見守り」の割合が46.0%と最も高く、次いで「買い物支援サービス」の割合が43.3%、「配食サービス」の割合が37.1%となっています。

(10) 調査対象者本人について（在宅介護実態調査）

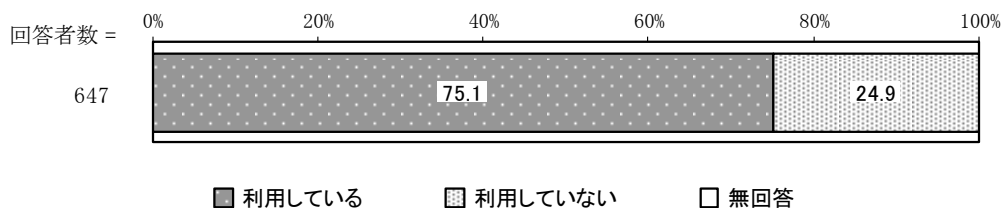
① 施設等への入所・入居の検討状況について

「入所・入居は検討していない」の割合が77.6%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」の割合が16.1%となっています。



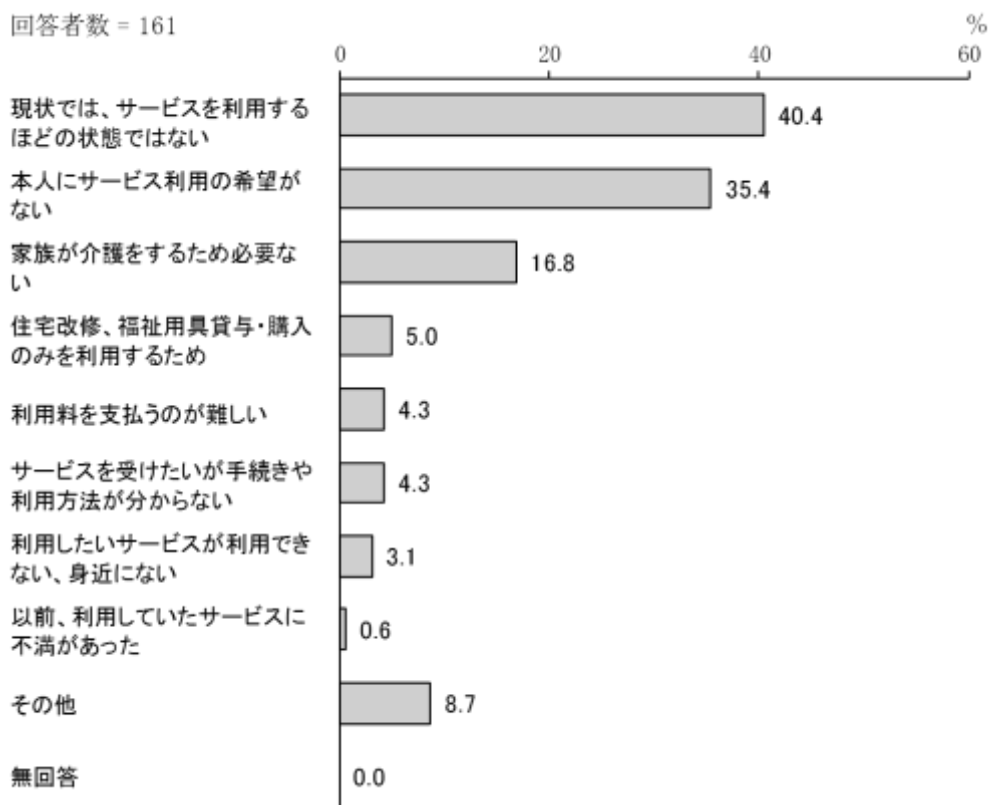
② 介護保険サービスの利用について

「利用している」の割合が75.1%、「利用していない」の割合が24.9%となっています。



③ 介護保険サービスを利用していない理由

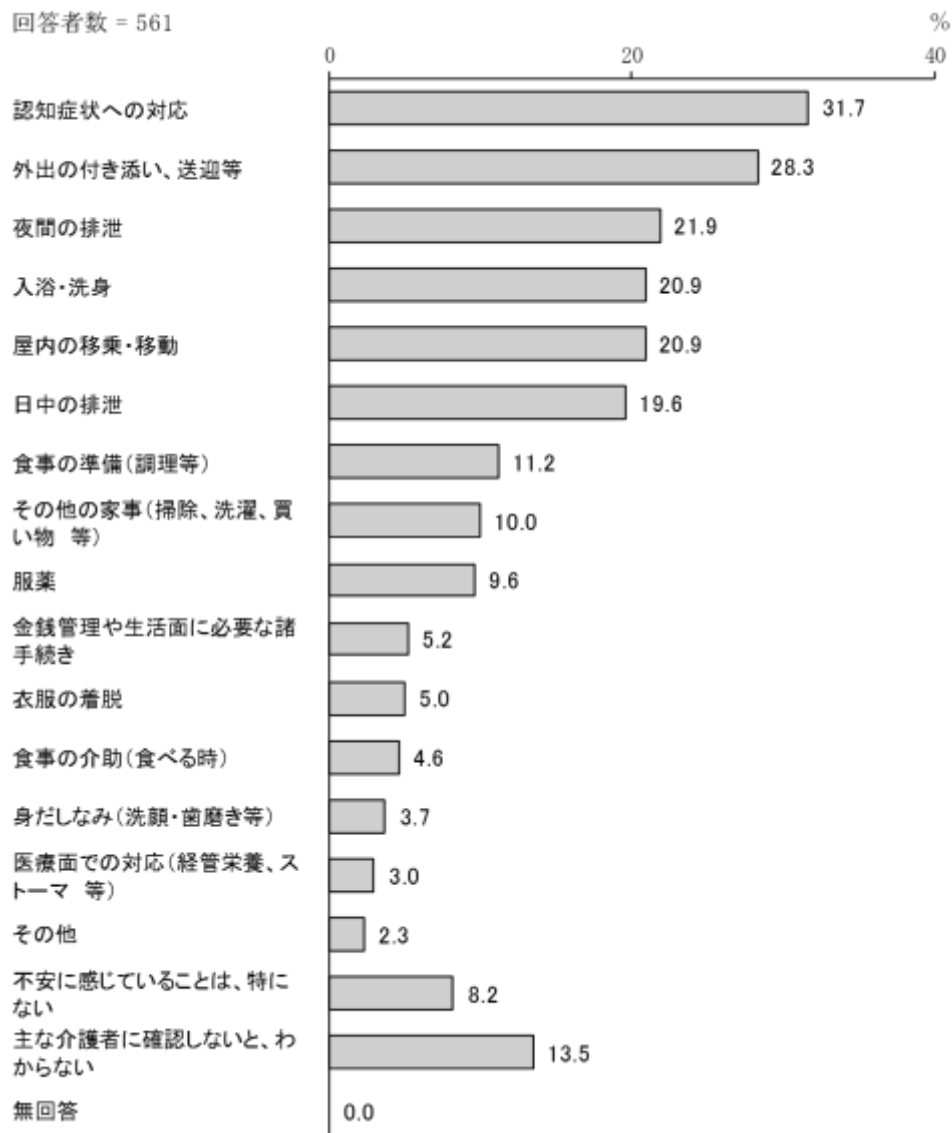
「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」の割合が35.4%、「家族が介護をするため必要ない」の割合が16.8%となっています。



(11) 主な介護者の方について（在宅介護実態調査）

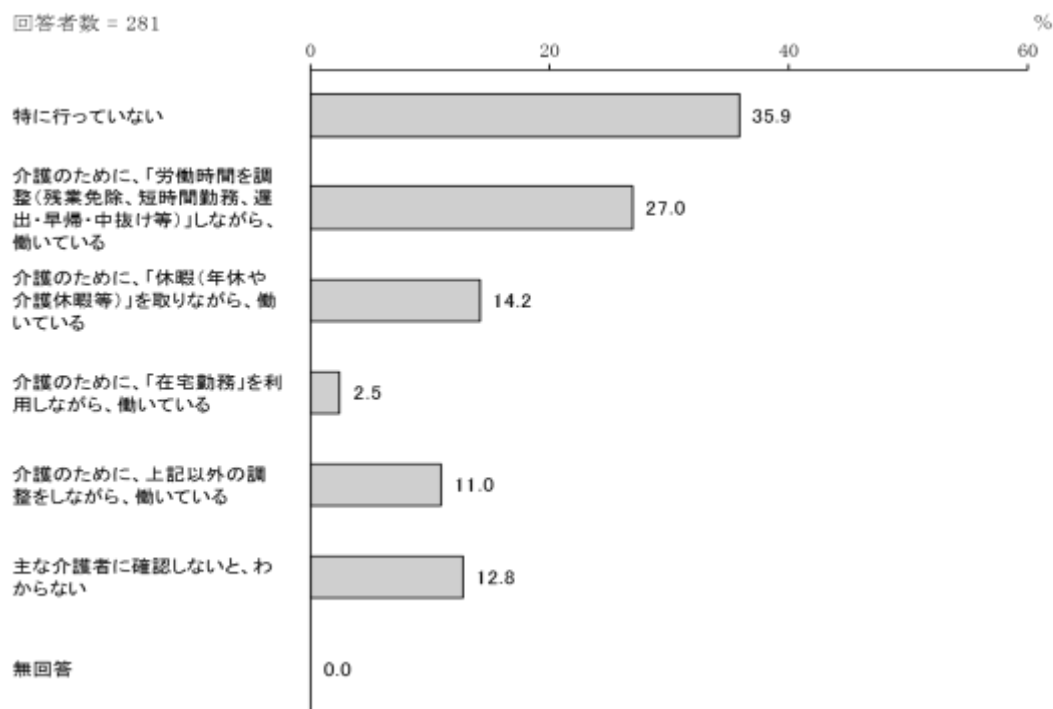
① 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について

「認知症状への対応」の割合が31.7%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が28.3%、「夜間の排泄」の割合が21.9%となっています。



② 介護をするにあたって、働き方についての調整等をしたか

「特に行っていない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」の割合が27.0%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」の割合が14.2%となっています。



3 第7期計画の評価と課題

第8期計画を策定するにあたり、第7期計画に掲げた4つの基本目標についての評価と課題は以下の通りです。

「基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち」について

【評価】

生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりと参加の機会づくりのため、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進してきました。

第7期では、「特定健康診査・特定保健指導の実施」「生涯スポーツの推進」に重点的に取り組んできました。事業の実施状況評価では、全17事業中6事業（35%）で計画通り事業を実施できました。

介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果をみると、現在の健康状態については、「とてもよい、まあよい」を合わせた結果が76.8%となっています。

健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として「是非参加したい、参加してもよい」を合わせた割合は、52.3%となっており、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に企画・運営者として「是非参加したい、参加してもよい」を合わせた割合は、34.2%となっています。

また、生きがいについては「生きがいあり」の割合が59.0%となっています。

【課題】

支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができる社会づくりのためには、持続的かつ現実的な生きがいづくり・介護予防事業を展開していくことが重要です。また、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要であるとともに、生活機能が低下するまえの健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

さらに、国においては、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指していることから、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進していくための方策を検討していくことが必要です。

「基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち」について

【評価】

地域共生社会の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現・充実を図るとともに、新たに枠組みに加えられた制度等の取り組みや対象者の支援実施に向け、適切な体制を整備してきました。

第7期では、「東金市地域福祉計画の推進」、「地域で見守るしくみづくり」、「ボランティア活動など住民活動の活性化」に重点的に取り組んできました。事業の実施状況評価では、全13事業中3事業（23％）で計画通り事業を実施できました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、介護が必要な状態が進行した場合、どのような暮らしを希望するか、どのように介護されたいかについて、「現在の住宅に住み続けたい」の割合が42.9%と最も高く、介護が必要な状態になっても在宅生活の意向が高いことがうかがえます。

【課題】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいき暮らせる社会を実現するため、保健・医療・福祉の公的なサービス提供のみならず、ボランティア活動や近隣住民による見守り・支えあいなど、さまざまな地域の資源をつなぐ人的ネットワークを構築し、高齢者を地域全体で支える体制を積極的に推進する必要があります。

また、国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域コミュニティ、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが必要です。

「基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進」について

【評価】

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援するため、安全安心な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりの一環として、高齢者住宅や福祉施設などの社会資源の整備の推進に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ってきました。

第7期では、「交通安全対策」、「防災対策の推進」、「福祉のまちづくり」に重点的に取り組んできました。事業の実施状況評価では、全16事業中4事業（25%）で計画通り事業を実施できました。一方、4事業（25%）で事業を実施できませんでした。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、介護が必要な状態が進行した場合、どのような暮らしを希望するか、どのように介護されたいかについて、「現在の住宅に住み続けたい」の割合が42.9%と最も高く、次いで「介護保険の施設に入所したい」が19.9%となっています。

また、東金市の高齢者福祉施策について、今後充実させてほしいと考えるものは、「高齢者の見守り」の割合が46.0%と最も高くなっています。

【課題】

支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となる一方で、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいの環境を確保することが重要です。

高齢者が介護を受けながら現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることができる有料老人ホームやサービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、市内での必要量を見極めながら適切に供給される環境を確保する必要があります。

見守りの必要な高齢者の方が増えている中、今後も見直しを図りながら継続して事業を実施していくとともに、高齢者を地域で日常的に見守り支えあうネットワークを確立していくことが必要です。

「基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営」について

【評価】

これまでの取り組みを通し、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図り、介護サービスの充実と安定的運営、介護保険制度の円滑な運営に努めてきました。

事業の実施状況評価では、全3事業中2事業（67％）で計画通り事業を実施できました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、介護保険制度として特に力を入れるべきことでは「家族の介護負担を軽減するための支援策の充実」の割合が63.3%と最も高く、次いで「介護保険サービスの提供体制の充実」が43.1%、「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供」が40.4%となっています。また、認知症に関する相談窓口を「知っている」人の割合は22.7%にとどまっています。

【課題】

要介護認定者の増加により、介護保険サービス利用件数は年々増加しており、それに伴いサービスの質の向上、事業者やケアマネジャー等の資質の向上が求められています。介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

今後、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくものと見込まれていることから、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の継続性の確保や、サービス提供体制の強化を図る必要があります。

認知症施策において、国では認知症施策推進大綱等を踏まえ「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しており、認知症への理解と認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が求められます。

第3章

基本理念及び施策の体系

1 基本理念

本市では、平成28年4月に「東金市第3次総合計画第4期基本計画」を策定し、目指すべき市の将来像として「人・自然 ときめき交感都市 東金」を掲げて、各施策を進めています。

令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ちた暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、第7期計画の基本的考え方や趣旨を踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「支え合い あたたかな地域の中で 自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金」とします。



支え合い あたたかな地域の中で
自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金



2 基本目標

基本目標1 健康で自立した生活を継続できるまち

日本人の平均寿命は、男女ともに80歳を超えており、人生100年時代と言われるようになりました。長い人生をより豊かにするためには、心身ともに健康でいられる期間である健康寿命を延ばしていくことが大切です。この健康寿命をできるだけ長く保ち、生きがいを持って自立した生活を送るためにはフレイル予防も非常に重要です。

市では、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも住み慣れた地域で健康に生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを推進し、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

基本目標2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを実施していますが、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ります。

市では、各地区振興協議会との連携を図るとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人材を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

また、地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進します。

高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるように、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が気軽にかけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者が犯罪、交通事故等の危険に遭うことのないような環境づくりを進めるとともに、災害時には安全に避難できるよう、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実、認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、地域で認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築します。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活をするため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

介護離職ゼロ及び介護職離職ゼロに向け、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業として、介護人材の需給の状況を踏まえ、新規参入の促進、潜在的な人材の復職・再就職支援、離職防止・定着の促進等のための方策を検討します。

3 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。本市では、平成18年4月1日から、地域包括支援センターを直営で1ヶ所、地域包括支援センターのブランチ（地域の相談窓口）を日常生活圏域ごとに1ヶ所設置してきました。

本計画期間においては、本市の地域性や諸条件、設定要件に基づき、第7期計画から引き続き、市内を2つの日常生活圏域に区分することとします。

<第8期における日常生活圏域の設定要因>

- ◎ 第1生活圏域、第2生活圏域での高齢者数、高齢化率、世帯平均人数の数値に大きな偏りはなく、また、地域間格差も大きな要因となるもの（例えば、交通網や商店数等の著しい格差、サービス事業所や施設等の大きな偏りなど）で、特化して考慮すべき変更点はないと考えられる。
- ◎ 現在の東金市における施設整備等については、概ねバランスよく配置されている。

第1生活圏域	
高齢者数	9,178 人
高齢化率	29.1%
世帯平均人数	2.09 人

第2生活圏域	
高齢者数	8,228 人
高齢化率	31.1%
世帯平均人数	2.22 人

住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



■ 日常生活圏域の詳細 ■

日常生活圏域	地区・大字
第1生活圏域	【東金地区（東金地区・田間地区・城西地区）】 東金・東上宿・東岩崎・東新宿・南上宿・田間・田間1～3丁目・台方・大豆谷・日吉台1～7丁目・八坂台1～5丁目 【公平地区】 求名・家之子・道庭・松之郷 【丘山地区】 油井・小野・山田・滝・丹尾・季美の森東1～2丁目・丘山台1～3丁目 【源地区】 上布田・極楽寺・滝沢・酒蔵・三ヶ尻
第2生活圏域	【東金地区（嶺南地区）】 北之幸谷・堀上・川場・押堀 【大和地区】 山口・田中・福俣・西福俣 【正気地区】 広瀬・関下・大沼・宿・荒生・薄島・家徳・幸田・北幸谷・細屋敷・藤下飛地・不動堂飛地・西野飛地・栗生飛地 【豊成地区】 上武射田・下武射田・土農田・菱沼・前之内・二又・東中・関内・堀之内・宮・三浦名・御門・高倉・中野・殿廻・小関飛地 【福岡地区】 小沼田・大沼田・一之袋・二之袋・砂古瀬・依古島・下谷・東中島・上谷・西中

4 施策の体系

基本目標 1

健康で自立した生活を継続できるまち

施策 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

施策 2 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標 2

住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

施策 1 地域における支援体制づくり

施策 2 生活支援・支え合い活動の推進

施策 3 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

施策 4 医療と介護の連携の推進

基本目標 3

高齢者にやさしい地域づくりの推進

施策 1 高齢者の住まい・環境の支援

施策 2 地域の見守り・防災・防犯の推進

施策 3 認知症への正しい理解と早期対応

基本目標 4

介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策 1 介護等給付サービスの充実

施策 2 人材の育成と資質向上

施策 3 介護保険制度のよりよい運営

- ① 疾病予防の推進
- ② 健康づくりの推進
- ③ 介護予防・重度化防止の推進

- ① 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実
- ② 社会参加の促進
- ③ 高齢者の雇用の機会拡大

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域での高齢者福祉の推進
- ③ 地域共生社会の実現

- ① 生活支援サービスの充実
- ② 地域での支え合い体制の充実

- ① 成年後見制度等の利用促進
- ② 高齢者に対する虐待防止

- ① 在宅医療・介護連携の推進

- ① 居住・移動の確保、取組

- ① 安全・安心な生活環境づくりの推進
- ② 災害時における高齢者支援体制の確立

- ① 認知症の方を地域で支える体制づくり
- ② 認知症施策の推進

- ① 介護給付サービスの充実

- ① 介護人材の確保・定着

- ① サービス基盤整備の方針
- ② 介護給付適正化の方針

第4章

施策の展開

1 健康で自立した生活を継続できるまち

(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

① 疾病予防の推進

高齢者は、新型コロナウイルスをはじめ感染症に対する抵抗力も弱く、重症化しやすいことから、正しい知識の普及に努めて早期発見・早期治療を行うほか、まん延防止を図るため、広報やリーフレット等を活用して「新しい生活様式」の実践や感染予防の啓発を行うなど、感染症予防対策の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
予防接種事業の実施	インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者に接種費用の一部助成を実施しています。 肺炎球菌感染症については、65歳以上の対象者への接種勧奨は、すでに平成30年度に終了しましたが、令和元年度より時限措置として5年間の延長措置が行われています。今後も対象者に対しての周知を行っていきます。	健康増進課
各種検診の実施	早期発見・早期治療を目的とし、各種検診が行われています。集団・個別方式で行う各種がん検診、胸部検診等を実施しています。がん検診の受診率は国・県よりも高い状況ではありますが、やや減少傾向となっており、引き続き受診についての啓発をしていく必要があります。	健康増進課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
予防接種事業	インフルエンザ接種率 (%)	50.2	52.0	52.0	54.0	54.0	54.0
	肺炎球菌 接種率 (%)	30.5	16.0	20.0	20.0	20.0	20.0
各種検診の受診率	胃がん (%)	22.1	20.1	15.0	18.0	19.0	20.0
	大腸がん (%)	32.7	30.9	25.0	29.0	29.5	30.0
	乳がん (%)	48.2	48.0	43.0	46.5	47.0	47.5
	子宮頸がん (%)	31.7	30.6	25.0	28.5	29.0	29.5
	胸部 (結核・肺がん) (%)	31.2	27.9	20.0	25.0	25.5	26.0

※令和2年度の実績値は見込値

② 健康づくりの推進

「とうがね健康プラン21（第2次）」、「市国民健康保険事業（データヘルス）計画」に基づく保健事業によって、若いうちからの生活習慣病予防、重症化予防、要介護状態の予防に向けて市民が健康づくりを実践できるよう努めます。

かかりつけ医を持つことの重要性については、健康相談や特定健康診査等の場において周知啓発に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
特定健康診査・特定保健指導の実施	特定健康診査については、受診率が年々減少しているため、高齢者に対しても訪問、電話、文書による受診勧奨を行っています。 特定保健指導については、対象者数は減少しているものの、受診率は目標に達しています。保健指導未実施の者に対して面接時期を柔軟に対応し、初回面接の実施に繋げていきます。	国保年金課
「とうがね健康プラン21（第2次）」に基づく健康づくり施策の推進	健康寿命の延伸を目標に、取り組みや各目標の見直しを行い、「とうがね健康プラン21（第2次）」を推進しています。平均寿命と健康寿命の差が、平成28年では男性1.71・女性3.59年と年々差が拡大しており、日常生活に制限がある期間が伸びています。そのため、効果的にこのプランを推進していく取組み体制の構築が重要です。	健康増進課
健康づくりのための啓発・支援の推進	健康相談や健康教育、家庭訪問を通して、健康に関する正しい情報を提供し、健康問題の解決に向けた支援を行っています。食生活改善会と協働により、地域全体へ生活習慣病予防等に関する健康づくりの啓発を図ります。 生活習慣病予防に関して、限られた地域住民だけでなく、広く市民に対して（ポピュレーションアプローチ）啓発していきます。	健康増進課
かかりつけ医の推進	健康相談や特定健康診査等の場において、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発しています。	健康増進課
人間ドック等利用助成	国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また、健康づくりへの意識を高めていくために、人間ドック等の利用に助成を行います。	国保年金課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査	対象者（人）	11,115	10,840	11,761	11,370	11,090	10,810
	受診者（人）	4,713	4,456	1,629	4,640	6,321	6,486
	受診率（％）	42.4	41.1	13.9	39.9	57.0	60.0
特定保健指導	対象者（人）	724	696	129	1,108	1,148	1,189
	受診者（人）	426	383	59	659	689	713
	受診率（％）	58.8	59.3	45.7	59.0	60.0	60.0
食生活改善会 地区活動状況	生活習慣病予防（人）	1,580	4,173	900	4,200	4,200	4,200
	高齢者の健康支援 （人）	9,413	5,370	1,300	5,500	5,500	5,500
人間ドック利 用助成	国民健康保険（人）	664	698	600	700	700	700
	後期高齢者医療（人）	179	185	195	238	250	260

※令和2年度の実績値は見込値

③ 介護予防・重度化防止の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防に関する講演会を開催するほか、フレイル予防の重要性から、「東金市口コモ体操」等をきっかけとした「通いの場」の充実を図り、高齢者の社会参加を推進します。

また、「通いの場」等での人とのふれあいや仲間づくりによる生きがいのある生活を送ることで、要介護状態になることをできる限り予防します。

東金市における介護予防・日常生活支援総合事業への対応

総合事業の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、地域住民、民間事業者等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

総合事業とは

○ 多様な生活支援の充実

要支援者等軽度の高齢者については、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められ、また、今後は多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者を含め地域住民等の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められます。

○ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり

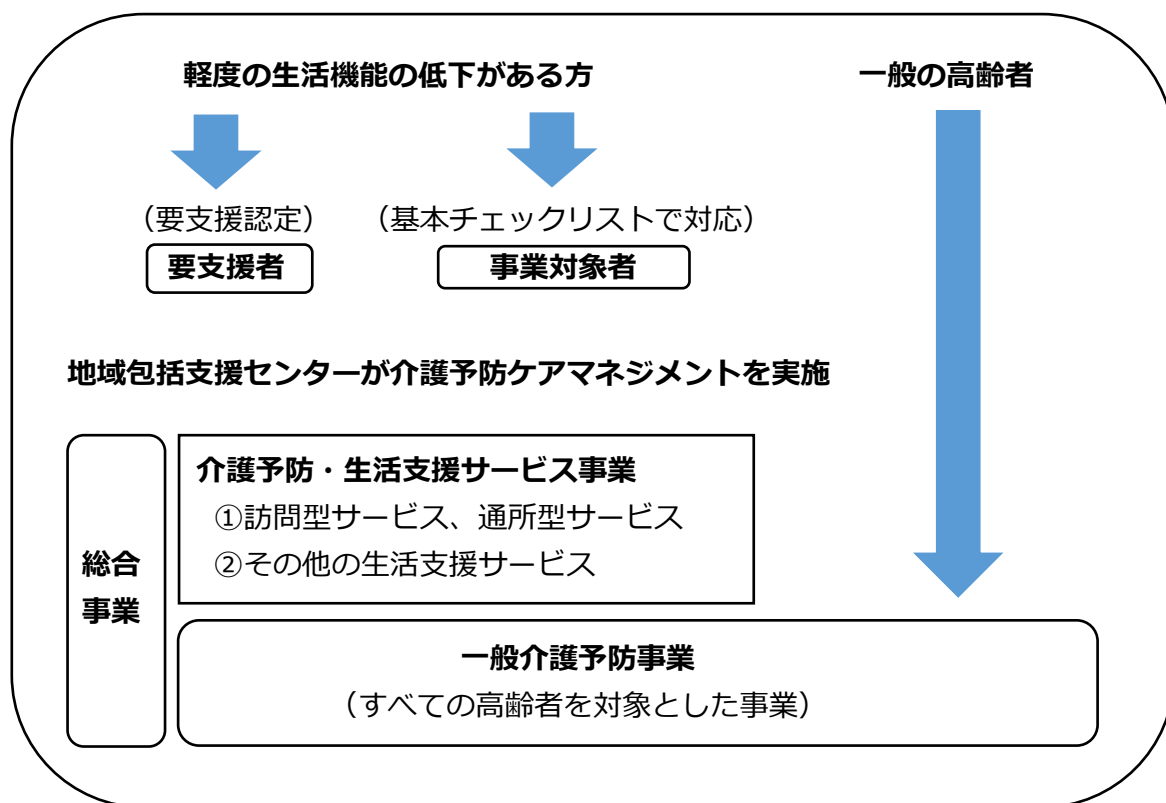
高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、総合事業において高齢者が参加できる仕組みづくりを推進します。

○ 介護予防の推進

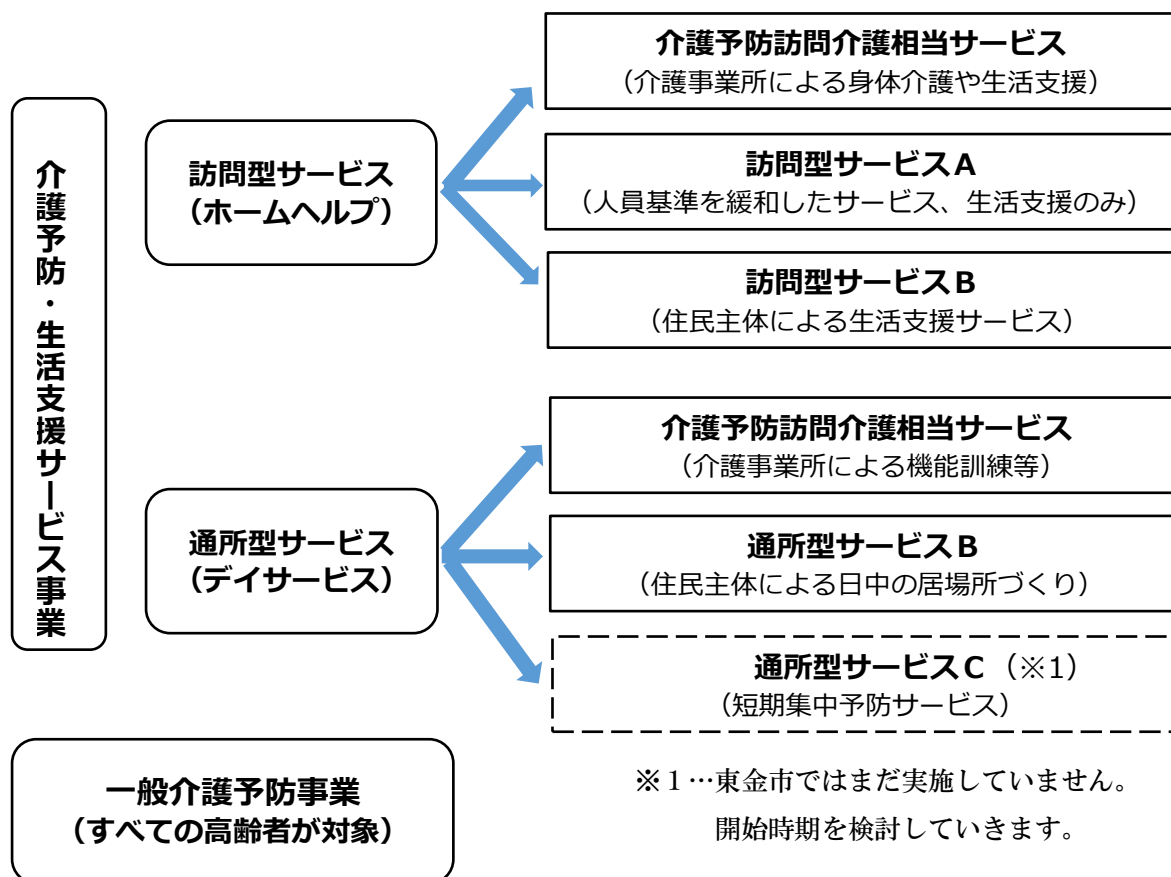
高齢者が、介護予防活動への参加を通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、本人の選択に基づき介護予防事業を実施しています。

こうした取り組みに、住民ボランティア団体などの多様な主体が参加していくことにより、支え合いの地域づくりを推進していくとともに、就労的活動を始めとした高齢者の社会参加により生きがいや役割を持った生活や介護予防の推進を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業の概要



東金市の介護予防・日常生活支援総合事業の展開



ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、地域の実情に合わせ、多様なサービスを提供し、自立した生活を送ることができるよう支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
介護予防・生活支援サービス事業	《訪問型サービス》 平成29年8月からは、人員基準を緩和した生活支援サービス（訪問A）を開始しました。また、平成31年4月には、訪問型助け合いサービス（訪問B）を創設し、住民主体で助け合い活動を行う団体に、市は事業の運営等の費用の一部を助成しています。 i) 従前相当の訪問介護サービス 心身の状況により専門職による訪問型サービスの提供が必要な場合は、従前相当の訪問介護サービスを提供します。 ii) 訪問型生活支援サービス（訪問A） 「訪問型生活支援サービス（訪問A）」は、人員基準を緩和したサービスで、従前相当のサービスのうち、生活支援のみを実施します。 iii) 訪問型助け合いサービス（訪問B） 「訪問型助け合いサービス（訪問B）」は、住民主体のボランティア団体等が、介護保険の範囲外である生活支援を含め、ちょっとした困り事に対してサービスを提供します。 《通所型サービス》 平成31年4月からは、通所型助け合いサービス（通所B）を創設し、住民主体による日中の居場所づくりを行う団体に、市は事業の運営等の費用の一部を助成しています。 i) 従前相当の通所介護サービス 専門職による通所型サービスの提供が必要な場合は、従前相当の通所介護サービスを提供します。 ii) 通所型助け合いサービス（通所B） 「通所型助け合いサービス（通所B）」は、長寿会や任意のサロンなど住民ボランティア団体が運営する日中の通いの場、居場所づくりです。 iii) (仮称) 短期集中介護予防サービス（通所C） 「(仮称) 短期集中介護予防サービス（通所C）」は、要支援認定者や事業対象者を対象に、短期かつ集中的な専門職の関わりによって介護予防を促進するものです。 本市では、短期集中6ヵ月経過後の受け皿となる自宅から歩いて行ける「通いの場」が一定の数に達し次第、検討を開始する予定です。	高齢者支援課

イ 一般介護予防事業

介護予防を推進するため、「東金市ロコモ体操」等をきっかけとした「通いの場」や介護予防講演会の実施など、元気な方も含め高齢者全般を対象とする一般介護予防事業を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
介護予防把握事業	閉じこもり予防等の支援を要する者を早期に把握し、介護予防につなげ、孤立化や閉じこもりを防ぐことを目的に、高齢者宅を訪問し個別に対応します。	高齢者支援課
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する講演会を開催します。	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業	高齢者の社会参加と介護予防を合わせて考え支援することにより、高齢者自身による介護予防の取り組みを推進します。介護予防のための「ふれあい教室」については、平成30年度から推進している「東金市ロコモ体操」をきっかけとした「通いの場」と連携させるなどし、高齢者の方が参加しやすく、また、担い手として社会参加していただけるよう取り組んでいきます。 i) 「東金市ロコモ体操」の普及・展開 「東金市ロコモ体操」は、介護予防と社会参加、健康寿命の延伸を目的に、週1回1時間程度実施をし、「通いの場」創出のきっかけとなるよう推進しています。 さらには、体操後の茶話会や趣味活動など、住民同士が集まり多岐な活動により、絆が生まれ、互助へと地域がつながることを目指します。 新型コロナウイルス感染症にも十分配慮し、「新しい生活様式」に基づいた実施を促します。 ii) 地域のサロン活動の推進 ふれあい教室や長寿会、サークル等を中心としたサロン活動について、支援をしていきます。 iii) シニアリーダーの養成 「東金市ロコモ体操」等を実施する際のシニアリーダーの養成を行います。 iv) 城西国際大学「オンライン通いの場」の活動支援 城西国際大学が実施する「オンライン高齢者サロン」の取り組みを支援し、学生と高齢者の世代間交流の促進、高齢者のフレイルの予防を図ります。	高齢者支援課
地域リハビリテーション活動支援事業	効果的な介護予防のため、山武長生夷隅地域リハビリテーション広域支援センター等の協力により、リハビリ専門職を通いの場に派遣し、体操指導や講座などを行い、通いの場の活性化や地域における介護予防を図ります。	高齢者支援課
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める一般介護予防事業の目標値の達成状況等の検証と評価を行います。 「東金市ロコモ体操」等を通じた介護予防やフレイル予防の普及啓発を行います。また、必要に応じて体力測定やアンケートを行い、主観的健康観を含めた評価を行い、結果を分析し、事業に反映するよう努めます。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護予防講演会	実施回数（回）	2	2	0	2	2	2
	参加人数（人）	74	74	0	80	80	80
東金市ロコモ体操	実施地区数	2	4	8	12	16	20
	参加人数（人）	60	97	200	300	400	500

※令和2年度の実績値は見込値



ウ 健康寿命の延伸のためのフレイル予防の推進

高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に活用し、75歳以上の後期高齢者の介護状態への進行を予防することで「健康寿命の延伸」を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

フレイルとは・・・

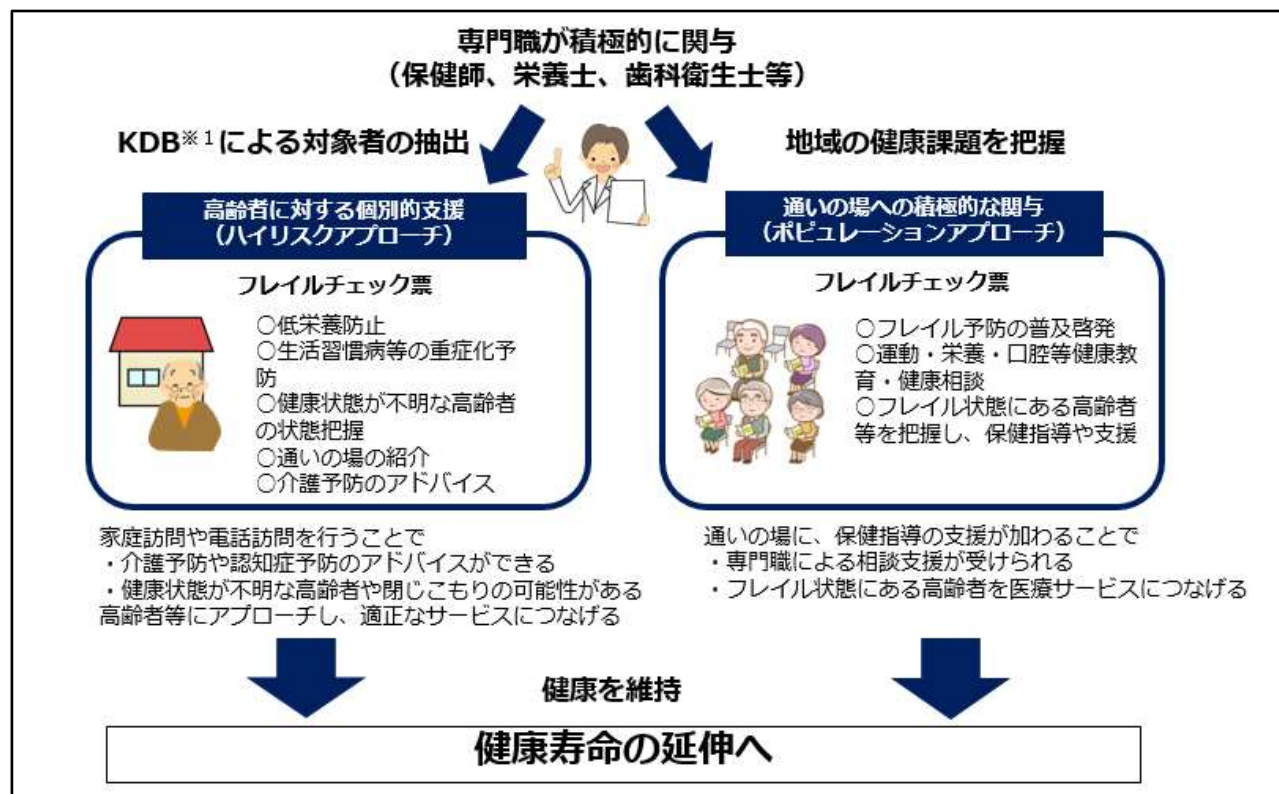
「要介護状態に至る前段階」として位置づけられ、加齢により心身の活力が低下した状態。身体的脆弱性だけでなく精神的脆弱性や閉じこもりなど社会的脆弱性などの多面的な問題を含む。フレイルの状態に早く気づき、介入・支援することが重要です。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者のフレイル予防の普及啓発	広報やホームページの掲載、パンフレット、講演会、通いの場などを通じてフレイル予防に関する情報の発信を行います。	高齢者支援課
通いの場におけるフレイル及びオーラルフレイル予防の推進	住民主体の通いの場等に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が体力測定やフレイルチェック票等によるフレイルチェックを行い、継続的にフレイル予防の取り組みを推進します。	高齢者支援課 健康増進課
保健事業と介護予防の一体的実施	千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、国保データベース（KDB）システム※1を活用し、フレイル状態や生活習慣病等の疾患を持つ後期高齢者の対象者を把握します。把握した対象者に対して、専門職（保健師、栄養士、歯科衛生士）が相談支援を行い、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康の維持、健康寿命の延伸につなげていくものです。 市では、この取り組みをできるだけ早期に実施できるよう庁内関係部署と連携し推進します。	国保年金課 高齢者支援課 健康増進課

※1…国保データベース（KDB）システム。国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用し、統計情報や個人の健康に関するデータ。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（イメージ図）



(2) 社会参加と生きがいの推進

① 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実

住民組織や老人クラブ、ボランティア団体、社会福祉法人、民間事業者等による多様な社会参加の機会や地域に住む子どもから高齢者までが、身近で気軽に集まれる、交流やふれあいの場となる居場所づくりを推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
生涯学習の推進	超高齢社会、人生100年時代といわれる中で、人生を豊かに送るための生涯学習の推進を図るため、図書館主催のイベントや東金文化会館での催事など「広報とうがね」や「ときめき」等の掲載による生涯学習情報の発信を行います。	生涯学習課
生涯スポーツの推進	スポーツは健康増進のみでなく、人と人との交流につながることから、若年層から高齢者まで多くの世代で行うことができるスポーツの普及を推進します。 また、東金アリーナでのイベント等、楽しく参加できるスポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。	スポーツ振興課
公民館主催事業の開催	中央公民館及び地区公民館においては、各種事業を引き続き開催していきます。	生涯学習課
老人福祉センター各種教室の開催	老人福祉センターでは、書道教室、手芸教室、フラダンス教室を開催するとともに、陶芸等のサークル活動を支援しています。今後、老人福祉センターの老朽化に伴い、施設の閉館が予定される中、各教室の継続について検討をしていきます。	高齢者支援課
千葉県生涯大学校の利用支援	千葉県生涯大学校の利用支援や願書の受付等、意欲ある高齢者の生涯学習のニーズに対応できるよう支援します。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
公民館主催事業	参加者数（人）	746	655	中止	40	40	40
東金市スポレクデー	参加者数（人）	656	500	中止	—	—	—
（仮称）東金市スポーツフェスティバル	参加者数（人）	—	—	—	1,000	1,000	1,000
老人福祉センター主催事業	教室数（教室）	5	4	4	3	3	3

※令和2年度の実績値は見込値

② 社会参加の促進

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

さらに、高齢者同士の活動は、お互いの親睦や健康づくり、社会参加の促進等につながるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
老人福祉センターの運営	老人福祉センターは、高齢者の健康増進・教養の向上・仲間づくりの場となっており、また、長寿の会連合会の活動拠点として、高齢者の生きがい、社会参加活動の推進に寄与するとともに、総会や研修会の会場としても利用されています。老朽化に伴う施設の閉館が予定される中、機能移転について検討をしていきます。	高齢者支援課
高齢者スポーツ大会の推進	高齢者がスポーツを通じ、健康の保持と会員相互の親睦を深めることにより、地域との交流を深め生活の喜びを高めることを目的に、長寿の会連合会主催の高齢者スポーツ大会の実施に係る支援を行います。	高齢者支援課
長寿の会の活動支援	総会や研修会をはじめ、各種イベント等の活動を支援します。	高齢者支援課
敬老事業	100歳を迎える方に、長寿のお祝い品を贈呈します。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
老人福祉センター	利用件数（件）	577	337	200	350	400	400
	延利用者（人）	6,264	4,209	2,800	4,000	4,500	4,500
高齢者スポーツ大会	参加者数（人）	505	中止	中止	550	550	550
敬老事業 （100歳到達者）	対象者（人）	9	7	14	12	14	14

※令和2年度の実績値は見込値

③ 高齢者の雇用の機会拡大

人生100年時代を見据え、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者がいつまでも生きがいや役割を持って社会に参加できるような地域づくりが課題となっています。そのためには、意欲ある高齢者の活動を支援できるよう、関係機関につなぎ情報を提供するなどのコーディネート機能の充実等の基盤整備が必要となります。

事業者等とも連携し、高齢者の活躍の場を提供できるよう多様化する雇用の拡大に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
雇用に向けた支援	人口減少社会において、労働力の不足が大きな社会問題となっており、高齢者の労働力が必要とされています。労働意欲のある高齢者が希望する形態の就労に就けるよう、東金市地域職業相談室と連携して就職支援を行っています。 また、民間事業所とも連携をし、高齢者の就労機会の確保のため、必要に応じてシニア向け仕事説明会等の開催に向けた支援を行います。	高齢者支援課 商工観光課
ハローワーク等との連携による就労支援の推進	高齢者が生きがいをもって、規則正しく生活していくうえでも無理のない就労環境は必要です。 本市を管轄する千葉南公共職業安定所（ハローワーク千葉南）が行う「生涯現役支援窓口」などの高齢者再就職支援の制度について、情報を提供していきます。	高齢者支援課 商工観光課
東金市シルバー人材センターの利用促進	平成6年に設立された（公社）東金市シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を活かすことのできる働く場の提供、社会参加の機会確保を目的としています。 就労を希望する高齢者の社会参加が促進されるように、シルバー人材センターへの支援を行います。	高齢者支援課
就労的活動支援コーディネーターの配置に向けた検討	高齢者が退職後、いわゆるボランティア以上、仕事未満の就労的活動をすることで役割を持ち、豊富な知識や経験を活かせるよう、特技を持つ高齢者と事業者等とのマッチングを行う「就労的活動支援コーディネーター」の配置の必要性について検討していきます。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
東金市シルバー人材センター	会員数（人）	336	335	310	310	320	320
	受注件数（件）	2,582	2,699	2,700	3,000	3,000	3,000

※令和2年度の実績値は見込値

2 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

(1) 地域における支援体制づくり

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が継続できるよう支援を行う中核機関として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等、様々な業務に取り組んでいます。

高齢化の進展に伴い、高齢者の多様化・複雑化する課題やニーズに適切に対応するため、関係機関や地域における関係者等と連携を図りながら、高齢者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援体制を構築していくことが重要となることから、地域包括支援センター体制・機能の強化を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
地域包括支援センターの設置	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、これまでの市内1ヵ所から2ヵ所へと増設します。また、運営体制を直営から委託へと移行し、高齢者支援課内に専門職を配置して、地域包括支援センターを支援する体制を整えます。	高齢者支援課
総合相談支援業務	高齢者に関する相談に対し、的確な状況把握を行い、適切なサービス利用や機関、制度の利用につなげるなど、必要な対応支援を実施します。 相談内容は多様化・複雑化・複合化していく傾向があることから、関係機関・関係者などとの連携を深めるとともに、研修等に参加して専門性を高め、知識・技術向上に努めます。	高齢者支援課
権利擁護業務	高齢者の権利を守るため、養護者による高齢者虐待の対応支援、成年後見制度の必要な高齢者やその家族に対しての制度の紹介、消費者被害に関する啓発等に取り組めます。	高齢者支援課
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	居宅介護支援事業所等連絡調整会議の開催を通して、介護支援専門員同士のネットワークづくりや研修会を実施します。 また、介護支援専門員からの日常的な相談、支援困難事例への指導助言を行うとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。	高齢者支援課

事業名	事業概要	主担当課
地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターがそれぞれの地域でより身近な相談窓口となるよう、広報やホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより周知を行い、利用の促進を図ります。	高齢者支援課
地域包括支援センターの適切な運営	地域包括支援センターの業務を定期的に評価・点検を行い、適切な運営及び事業の質の向上のために必要な改善を図ります。	高齢者支援課

【地域包括支援センターの設置】

日常生活圏域	担当 地域包括支援センター
第1生活圏域	東金市地域包括支援センター (東金市東岩崎)
第2生活圏域	東金市東部地域包括支援センター (東金市家徳)

※令和3年4月1日現在



② 地域での高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢者福祉サービスとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、同居家族が日中不在の高齢者等に対する生活支援を推進していきます。

地域住民による見守り活動などを支援し、高齢者が安全・安心に暮らせるよう、サービスの充実に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
東金市社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会は、住民が主体となって地域の福祉課題へ取り組む民間組織であり、生活圏域において顔の見える関係による助け合い活動を推進しています。 また、ボランティア活動を支援する「ボランティア市民活動センター」を設置し、地域で支え合う人材の育成などを行い、福祉の増進に向けて市と連携を図ります。	地域振興課 社会福祉課 高齢者支援課
はり・きゅう・あんまマッサージ等助成事業	健康の維持増進や在宅での日常生活を支えるため、はり、きゅう、マッサージ等施術利用券を交付し、施術に要する費用の一部を助成します。	高齢者支援課
あんしん電話事業	ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた居宅で、安全安心に過ごすため緊急通報装置の貸与を行っています。	高齢者支援課
福祉テレホンサービス	65歳以上のひとり暮らし世帯やそれに準じた（日中のみ一人暮らし）世帯を対象に、孤独感の解消や安否確認など、電話による声かけ訪問を行っています。また、茶話会を実施し、ボランティアと利用者の交流も行っています。	社会福祉協議会
「ボランティア市民活動センター」の活動支援	市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と援助を行う「ボランティア市民活動センター」に、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の支援を行っています。 「ボランティア市民活動センター」の活動を周知し、ボランティア養成講座や交流事業の充実に図ります。	社会福祉協議会

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
はり・きゅう・あんまマッサージ等助成事業	延べ利用者（人）	577	337	200	350	400	400
あんしん電話事業	貸与世帯（世帯）	198	166	155	170	185	200
福祉テレホンサービス	利用者（人）	7	6	8	8	8	8
	延べ訪問回数（回）	279	293	221	384	384	384
ボランティア養成講座	延べ参加者（人）	106	88	92	105	105	105

※令和2年度の実績値は見込値

③ 地域共生社会の実現

高齢者の増加や価値観の多様化に伴い、支援を必要とする高齢者の多様なニーズに対応するためには、高齢者を取り巻く様々な人たちが地域の課題を把握し共有した上で、行政による公的サービスや専門職による制度に基づく専門的なサービスと、家族や友人、地域住民、ボランティア等の様々な立場の人たちが共に助け合い、支え合う地域づくりが必要です。

また、近年では、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、育児と介護が同時に進行する「ダブルケア」、子のひきこもりを抱える世帯の問題としての「8050問題」、18歳未満の子どもが介護や家族の面倒をみる「ヤングケアラー」など、高齢者のみの問題ではなく、家庭環境も複合的かつ多様化しています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところです。

本市では、引き続き、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供し、住み慣れた地域での生活の支援を行う地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者・障がい者・子ども等を総合的に支援する「地域共生社会」の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備を目指します。

(2) 生活支援・支え合い活動の推進

① 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えていきます。アンケート調査では、今後、充実して欲しい高齢者福祉施策について、「高齢者の見守り」が46%、次いで「買い物支援サービス」が43.3%の方が回答していることから、安否確認や見守りを兼ねたサービス、買い物に困っている高齢者支援の充実に取り組みます。

高齢者の在宅介護を支援するための施策についての周知と利用者ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図り、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するための支援について検討します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
軽度生活援助事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、軽度生活援助員を派遣する事業を実施しています。介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の生活支援サービスと連携させながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように本事業を継続していきます。	高齢者支援課
買い物弱者対策	社会参加を促進し、閉じこもりを予防するため、地域の支え合いによる買い物支援を推進していきます。 具体的には、社会福祉法人等の車両を活用した買い物・外出支援サービスについては、すでに「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」として始まっていますが、今後、移動スーパーなどへの働きかけなど生活支援体制整備にも関連する多様な関係者との議論（第2層協議体）や支え合いの地域づくりと連携させ、買い物に困っている高齢者の支援に向け検討を進めていきます。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
軽度生活援助事業	実利用者（人）	118	105	105	110	115	120

※令和2年度の実績値は見込値

② 地域での支え合い体制の充実

市と社会福祉協議会が両輪となり、生活支援コーディネーターを中心に、地域の高齢者が抱える生活支援に係るニーズや課題を把握しつつ、地域の支え合い・助け合いを市全域で広げる取り組みを推進します。

また、生活支援コーディネーターは、把握した地域課題やニーズについて、情報共有や課題解決に向けた検討を行い、ニーズに応じた資源開発等につなげていきます。



【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制の整備を図るため、第1層（市全域）と第2層（本市では地区社協のエリア）に生活支援コーディネーターを配置することとされています。 生活支援コーディネーターは、「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、役割として資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者の担い手が活動する場の確保）、ネットワークの構築（関係者間の情報共有、サービスの提供主体間の連携体制の構築）、ニーズと取り組みのマッチングです。 市では、社会福祉協議会に生活支援体制整備事業の一部を委託し、生活支援コーディネーターを配置しています。主な取り組みとして、支え合いの地域づくりの推進に向け高齢者が地域で関わりや役割を持って活躍できるよう生活支援サービスの充実に向け、環境整備を推進しています。	高齢者支援課 社会福祉協議会
東金市介護予防・生活支援サービス協議体の開催	平成27年度に立ち上げた「東金市介護予防・生活支援サービス研究会」を母体として、平成28年度に市内全域を対象とする第1層の協議体となる「東金市介護予防・生活支援サービス協議体」を設置し、多様化する高齢者のニーズに対し、新たなサービスの創出等について検討しています。 第2層においては、地域の実情に応じた「支え合いの地域づくり」を推進するために、生活支援コーディネーターが把握した地域課題について、必要に応じて、市は関係機関とともに、問題解決に向けた取り組みを検討していきます。	高齢者支援課
地域ケア会議の充実	支援困難事例など個別ケースの課題解決や介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援を図るための地域ケア個別会議を実施して地域課題の把握につなげるとともに、資源開発や地域づくり、さらには政策形成に向けての検討を行うための地域ケア推進会議を開催します。	高齢者支援課

(3) 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

① 成年後見制度等の利用促進

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国において、平成29年から令和3年までの5か年を対象とする「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

本市においてもこの計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な方向性を定めます。

成年後見制度とは・・・

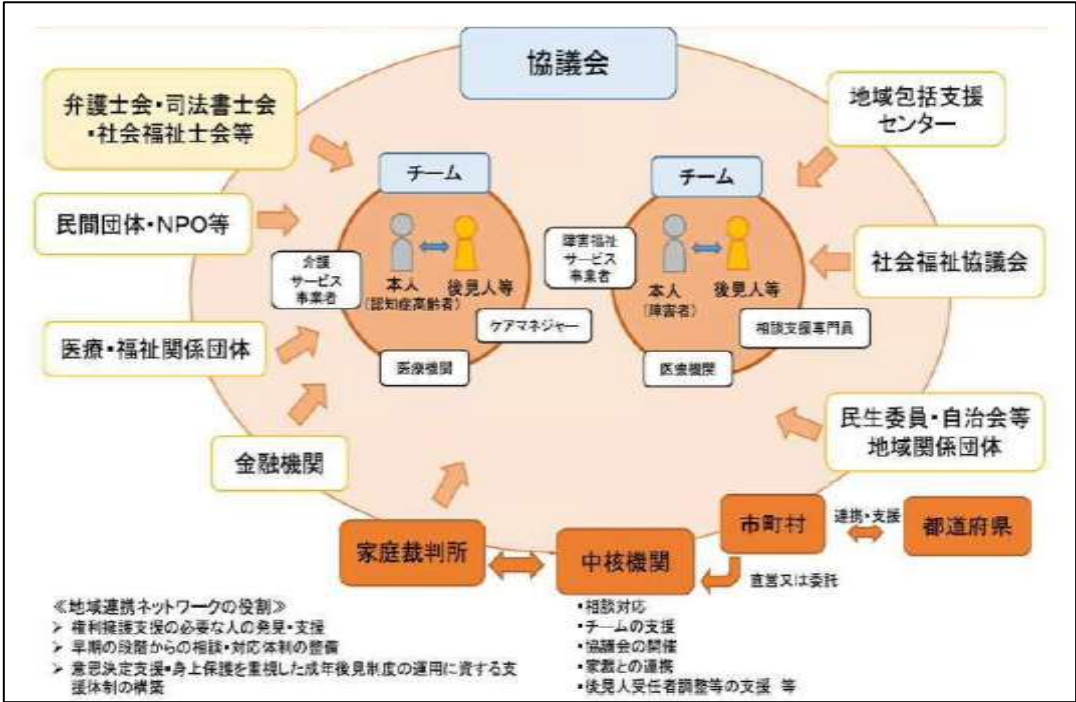
認知症や精神上の障がいにより、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護することです。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の理解、制度の利用を必要とする高齢者や家族等への認知度を高めるため、パンフレットの配布などを通じて成年後見制度の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対して支援を行います。 i) 市長申立て 4親等以内の親族に申立人がおらず、成年後見審判請求審査会において、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長が申し立てを行います。 ii) 報酬の助成 市長申立ての場合について、後見人等に支払う報酬の助成（一部又は全部）を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」	定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより自立した地域生活を支援します。	社会福祉協議会
地域連携ネットワークの推進	「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、市町村は成年後見制度の利用の促進のため、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築や、ネットワーク機能が効果的なものとなるよう中核機関の整備に努めることとされています。 市では、高齢者担当と障がい者担当の部署がそれぞれに相談対応を行っていますが、今後は社会福祉協議会等の関係機関と連携し、権利擁護支援が必要な人が、必要な制度を利用できるよう地域連携ネットワークの推進を図ります。また、相談対応等その中心となる中核機関については、社会福祉協議会がその機能を果たすよう体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課 社会福祉課

事業名	事業概要	主担当課
市民後見人等の育成	高齢者の増加とともに認知症の人も増える中で、成年後見制度の必要性が高まることから市民後見人を養成することも重要となってきました。 地域の後見ニーズ等を把握しながら、関係機関と連携し、市民後見人等の育成についても検討していきます。	高齢者支援課 社会福祉課

権利擁護支援における地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省

② 高齢者に対する虐待防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、関係機関との緊密な連携のもと、虐待に関する相談や通報に対し、速やかに適切な対応を行います。

また、虐待防止、早期発見・早期対応を行うためにも、市民に高齢者虐待を広く理解してもらえるよう、周知に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者に対する虐待防止	高齢者虐待防止のために、高齢者虐待についての市民への啓発を行うとともに、虐待防止、早期発見、早期対応に取り組みます。 i) 虐待の防止 高齢者虐待の防止を推進するため、その啓発や周知活動として、広報やホームページへの掲載など、虐待の通報先等の情報を発信します。 ii) 虐待の早期発見 ケアマネジャーや地域包括支援センター等との連携や多職種で構成された高齢者虐待防止ネットワーク会議で定期的な情報共有を行うなど、高齢者虐待の早期発見に努めます。 iii) 虐待への早期対応 高齢者虐待の相談があった場合は、地域包括支援センター等と連携し、早期対応を図ります。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催し、多様化・複雑化する事例への早期解決・再発防止に向けての支援について検討を行います。	高齢者支援課

(4) 医療と介護の連携の推進

① 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における医療と介護の関係機関等との連携を図り、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築を目指します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
医療と介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するための必要な支援について、国は、在宅医療・介護連携推進事業において、以下の8つの事業項目を定め、それぞれの取り組みを実施する体制の整備を求めています。 市においては、医療と介護の多職種からなる研修会を開催し、地域の課題について意見交換を実施するほか、市民向けに在宅医療や介護に関する講演会を開催することで広く周知を図ります。 主な内容 1. 地域の医療・介護資源の把握 2. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 3. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 4. 医療・介護関係者の情報共有の支援 5. 在宅医療・介護連携に関する相談支援 6. 医療・介護関係者の研修 7. 地域住民への普及啓発 8. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	高齢者支援課

3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

(1) 高齢者の住まい・環境の支援

① 居住・移動の確保、取組

高齢者が生活の基盤とすることのできる、プライバシーと尊厳が十分に守られた住環境として、必要な住まいを整備し、それぞれのライフスタイルや介護ニーズ等に見合った住まい・環境の充実を図ります。

高齢化の進展により、移動手段を持たない「交通弱者」の増加が見込まれることから、高齢者の移動の利便性を向上し、外出の機会を創出するため、公共交通の利用促進や、公共交通による移動環境の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
養護老人ホームの運営支援	経済的・環境的理由により家庭生活が困難な高齢者等を対象とした養護老人ホームの運営支援を行い、入所が必要な方の措置を行います。	高齢者支援課
多様な住まいの確保	高齢者の生活ニーズにあった住まい（持家、賃貸住宅、市営住宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の在り方を検討していく必要があり、国・県の情報収集に努めるとともに、庁内担当部署と連携を図ります。	都市整備課 高齢者支援課
移動交通手段の確保	高齢化社会の進展に備え、持続可能な地域公共交通ネットワークの再編に取り組みます。	地域振興課
公共交通機関のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、鉄道駅の1日の平均利用者が3,000人以上の駅について、令和2年度までに、原則バリアフリー化することとされています。1日の平均利用者が3,000人以上である求名駅については、J R 東日本千葉支社とエレベーター設置に関する協議を実施していきます。 市内循環バス福岡路線については、平成30年度に車椅子の利用者が利用可能なリフト付き車両に更新しています。 また、公共交通機関のバリアフリー化は、令和3年度に策定する「第3次東金市総合交通計画」の基本理念に連動しつつ、関係機関と連携し推進していきます。	地域振興課
福祉有償運送	福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、運営協議会での協議を経て、国の登録を受けたNPO法人等が自家用車を使用して行います。 今後、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯等が増加し需要が見込まれることから、適正な運営の確保のため、運営協議会において必要事項の協議を行います。	社会福祉課

事業名	事業概要	主担当課
ふれあい移動サービス（自家用有償旅客運送事業）	市民の参加と協力を得て、高齢者や障がいなどのために、単独で公共交通機関を使って移動できない方の外出を福祉車両を使用してサポートします。	社会福祉協議会
地域の支え合いによる外出支援の推進	社会参加を促進し、閉じこもりを防止するため、地域の支え合いによる外出支援を推進していきます。 なお、市内の社会福祉法人等の車両を活用した買い物・外出支援サービスについては、すでに実施をしているところですが、さらに「通いの場」への送迎等についても、多様な関係者との協議を通じて検討を進めています。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
養護老人ホーム	措置者数（人）	9	8	7	7	7	7
ふれあい移動サービス	利用者数（人）	56	48	50	50	50	50
	延べ実施回数（回）	1,262	1,117	878	878	878	878

※令和2年度の実績値は見込値

《特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものの設置状況》

（令和2年12月1日現在）

	箇所数	総定員数
住宅型有料老人ホーム	11	148
サービス付き高齢者向け住宅	2	47
ケアハウス	1	15

(2) 地域の見守り・防災・防犯の推進

① 安全・安心な生活環境づくりの推進

生活環境の整備や防災対策の推進を図るとともに、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

防犯体制や消費者保護については、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法等などへの注意喚起や相談活動などを引き続き実施します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるべく、交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、警察や防犯組合、交通安全協会などの関係機関や、自治会や防犯パトロール隊などの地域団体と連携した地域ぐるみの防犯・交通安全体制の整備を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
民生児童委員の見守り活動との連携	民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として、それぞれの担当地域で高齢者などの安否確認や見守りを行い、困り事などの解決のために行政や関係機関とのパイプ役を務めています。 また、市とも連携し、高齢者世帯の状況調査等を行っています。	社会福祉課
高齢者見守り事業協定に基づく事業者との連携	市では、事業者との間で締結する「高齢者見守り協定」に基づき、市内で活動する事業者が配達などの日常業務を行う際に、高齢者の異変を発見した場合、市に通報し、市が状況の確認などを行うといった取り組みを推進します。(令和2年12月末現在 16事業者)	高齢者支援課
救急医療情報キットの配布	ひとり暮らしの高齢者に、救急搬送時に必要な持病や親族の連絡先等の情報を記入した救急情報シートを保管する筒状の救急医療情報キットを配布します。	高齢者支援課
ささえあいサービス	日常生活に支障のある高齢者や重度障がい者に対して、孤独感の解消、安否確認を目的として地区のボランティアが、友愛訪問を月2回行っています。	社会福祉協議会
交通安全対策	交通安全意識の高揚を図るため、地域の老人クラブ等や保育所、幼稚園にて警察及び交通安全協会と連携を図り、交通安全教室を開催しています。	消防防災課
防犯対策	詐欺や悪質商法等の被害者の多くがひとり暮らしの高齢者であるため、防災行政無線にて注意喚起の放送を実施しています。	消防防災課
防災対策の推進	防災行政無線のデジタル化に伴うメディア連携により、ホームページやメール、スマートフォンアプリを活用した文字配信など、音声放送だけに頼ることのない多様な情報発信手段の整備を進めました。 また、自主防災組織の設立を促進し、地域防災力の向上を図ります。	消防防災課

事業名	事業概要	主担当課
消費生活相談	インターネットで購入した商品が届かないことや、1回限りの購入と思っていたら継続購入が必要であったなどのトラブルが多発しています。 広報を活用し、消費生活に関する実例や対策を掲載して市民への注意喚起を図るとともに、市消費生活センターの周知を図ります。	商工観光課
福祉のまちづくり	樹木の剪定や、遊具の点検などの管理を行い、自然とのふれあいや、健康運動、レクリエーション活動の拠点となるような、安心安全に利用できる都市公園の維持管理を推進しています。また、高齢者など歩行者が安全安心に通行する事ができるように道路（歩道）の整備を順次進めています。	都市整備課 建設課

■実績と目標■

	項目	第8次実績			第9次見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
交通安全教室	開催数（回）	23	19	2	20	20	20
	参加者数（人）	986	880	64	900	900	900

※令和2年度の実績値は見込値

② 災害時における高齢者支援体制の確立

近年の大規模な自然災害や新型コロナウイルスをはじめとする感染症、火災などの発生に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者等の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めます。

安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	災害対策基本法や地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成更新や平常時からの名簿提供に関する避難行動要支援者の同意率の向上、その活用に向けた体制を関係機関及び関係団体との連携のもと構築していきます。 支援をする側とされる側が、あらかじめ顔見知りになっていないと、いざという時に支援をすることは困難です。平時からの見守りに「避難行動要支援者名簿」を活用することについて、自主防災組織、区長会、民生児童委員などの関係者と協議を図ります。	消防防災課 社会福祉課 高齢者支援課 健康増進課
避難行動要支援者名簿登載者の個別計画の作成・活用	避難支援に際しては、必要に応じて事前に避難行動要支援者名簿登載者一人ひとりの「個別計画」を作成し、災害時に備えることが重要です。 この「個別計画」を早期に作成するための取組を進めます。	社会福祉課 高齢者支援課 健康増進課

(3) 認知症への正しい理解と早期対応

① 認知症の方を地域で支える体制づくり

高齢者の増加や要介護認定者の増加に伴い、認知機能の低下がある高齢者も増えることから、第7期においては、新オレンジプランに基づき、支援の取り組みを進めてきました。

国では、令和元年6月にとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、「認知症の発症を遅らせて、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。」と掲げています。

「認知症施策推進大綱」の実現のため、引き続き認知症対策に重点的に取り組み、より具体的で効果的な施策の展開に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
認知症の正しい理解の促進	認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症である本人や家族からの発信支援に取り組みます。	高齢者支援課
認知症サポーターの養成	認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に向け、地域全体が認知症を正しく理解し、知識を深めるため、市では、地域住民のほか、学生、事業者、関係機関等に対して認知症サポーター養成講座を実施しています。	高齢者支援課
認知症に関する情報発信	i) 講演会、ホームページ、広報、リーフレット等を用いた周知の推進 認知症に関する正しい知識や予防から対応までの情報について、講演会をはじめホームページ、広報、リーフレット等で広く周知します。 ii) 認知症ケアパスの周知と活用 認知症に関する情報や、状態に応じた適切なサービス利用の流れを示した「認知症ケアパス」について、市民や専門職が活用できるよう周知に努めます。 iii) RUN伴への参加 東金市商工会議所福祉のまち推進委員会主催による認知症を理解する啓発イベントであるRUN伴（らんととも）に2018年から参加しています。	高齢者支援課

事業名	事業概要	主担当課
認知症の人及び家族への支援	認知症の人を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減のため、本人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、相談できるような認知症カフェや認知症家族交流会の開催を支援します。 i) 在宅高齢者家族介護用品支給事業（紙おむつ給付） 紙おむつ等の介護用品が必要な要介護3、要介護4及び要介護5の認定を受けた高齢者等を在宅で介護する家族を対象に、紙おむつ等を給付し、家族の精神的、経済的負担を軽減します。 ii) 認知症高齢者見守りシールの導入、活用 行方不明となった高齢者の家族や介護者とインターネット上の伝言板を利用した連絡を通じて、行方不明となった高齢者の安全を確保し家族の安心につなげます。 iii) 家族介護教室の開催支援 在宅で介護する家族のために、毎日の介護に役立つ具体的な技術・方法や知識等をお伝えする「家族介護教室」を東金市商工会議所福祉のまち推進委員会主催により開催しています。この教室に係る周知や運営等、開催のための支援を行います。	高齢者支援課

■実績と目標■

	項目	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症サポーター	養成者数（人）	380	335	100	100	350	350
	累計人数（人）	6,630	6,895	6,995	7,095	7,445	7,795

※令和2年度の実績値は見込値

② 認知症施策の推進

今後、認知症の人がさらに増えることが予想される中、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談体制の充実と認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築のため、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。また、認知症予防に対する意識を高めるための知識の普及啓発に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
認知症予防講演会の実施	認知症予防に関する知識の普及、啓発や認知症予防となる社会参加活動の重要性、認知症を予防するために気をつけること等の情報の共有を行います。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チームの活動の充実	認知症の人やその家族に対し、早期に包括的集中的に関わることで、医療や介護等の適切な支援につなげられるよう認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。 また、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センターをはじめとした関係機関との連携強化により、相談支援体制の充実を図ります。	高齢者支援課
チームオレンジの体制づくりの促進	認知症に関わる専門の知識を持つ認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等の活動を推進するとともに、今後、認知症サポーターを対象にステップアップ研修を実施し、その活躍の場として、認知症の人やその家族支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）に取り組めます。	高齢者支援課

認知症支援コーディネーターとは・・・

地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際、支援が難しいケースなど介護支援専門員等の専門職に対する助言などの支援を行います。

認知症地域支援推進員とは・・・

認知症の方の状態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制を構築するほか、認知症ケアパスの作成・普及や認知症の人や家族等への相談支援を行います。

■実績と目標■

	項目	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症予防講演会	実施回数（回）	3	2	0	2	2	2
	延参加者（人）	111	57	0	80	80	80

※令和2年度の実績値は見込値

4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

(1) 介護等給付サービスの充実

① 介護給付サービスの充実

介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、要介護者等の心身の状況やおかれている環境に応じた介護サービスの確保を図るとともに、介護サービス基盤の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
介護等給付サービスの充実	要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、市及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国・県と連携した体制の整備を図ります。	高齢者支援課

(2) 人材の育成と資質向上

① 介護人材の確保・定着

介護需要の増加が見込まれる中、介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっており、介護人材の確保は大きな課題となっています。将来に向けた継続的な取り組みとして、介護人材の総合的な確保・定着・育成に国・千葉県等からの情報の収集等を図りながら、潜在的な人材の再就職や離職防止、定着の促進等のため、就職希望者や介護サービス事業者を支援することで、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
人材の育成と資質向上	介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。	高齢者支援課
介護に関する入門的研修の開催	これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施します。	高齢者支援課
介護人材バンク機能強化事業	介護分野への就業を希望する者や関心を持つ者を実際の就業や定着に繋げるため、サービス種別や地域ごとの合同面接会や無料職業紹介、入職者が介護の仕事に馴染めるようなフォロー事業を実施します。	高齢者支援課

(3) 介護保険制度のよりよい運営

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の継続性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

① サービス基盤整備の方針

サービス基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

市においては2圏域によるサービスの整備を進めており、今後とも高齢者人口等の状況を踏まえ、適切な施設整備に努めていきます。

② 介護給付適正化の方針

「介護給付の適正化」は、適切な要介護認定を行うとともに、必要なサービスを過不足なく使えるよう、事業者が適切にサービスを提供するよう促すための取り組みです。

この取り組みにより、適切なサービスの確保を行うとともに、この適正なサービス利用による費用の効率化を通じ、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。

市における適正化事業では、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、給付費通知の主要5事業についての実施が効果的であることから、今後も継続実施を進めていきます。

第5章

介護保険サービスの見込み

1 人口及び要支援・要介護認定者の推計

(1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

1 人口推計

- (1) 65 歳以上～75 歳未満高齢者、75 歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40 歳以上）の人口推計



2 要介護等認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス



標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス



4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



5 介護保険給付費の推計

2 総人口及び高齢者人口等の推計

(1) 総人口及び高齢者人口等の推計

総人口は、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）において、若干の減少傾向にあります。

高齢者人口は、第8期計画期間中も増加し、令和5年度には18,111人となる見込みとなっています。高齢化率は令和5年度に31.7%と見込まれます。

《高齢者人口等の推計》

単位：人

区分	実績			推計				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
総人口	59,341	58,679	57,959	57,586	57,373	57,160	56,621	50,652
65歳以上人口	16,751	17,092	17,406	17,735	17,922	18,111	18,442	19,636
65～69歳	5,122	4,874	4,637	4,470	4,375	4,280	4,127	4,184
70～74歳	4,016	4,388	4,761	4,708	4,676	4,646	4,519	3,853
75～79歳	3,078	3,232	3,258	3,530	3,685	3,841	4,055	3,471
80～84歳	2,210	2,241	2,264	2,432	2,528	2,624	2,847	3,133
85～89歳	1,398	1,399	1,475	1,546	1,587	1,628	1,737	2,739
90歳以上	927	958	1,011	1,049	1,071	1,092	1,157	2,256
40～64歳人口	20,123	19,905	19,648	19,290	19,084	18,879	18,490	14,827
合計	36,874	36,997	37,054	37,025	37,007	36,990	36,933	34,463
高齢化率（%）	28.2%	29.1%	30.0%	30.8%	31.2%	31.7%	32.6%	38.8%
後期高齢化率（%）	12.8%	13.3%	13.8%	14.9%	15.5%	16.1%	17.3%	22.9%

資料：実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計（各年度10月1日現在）

(2) 認定者数の推計

認定者数は、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）で増加し、令和7年度には3,000人を上回る見込みとなっています。認定率は令和7年度に15.9%と見込まれます。

《認定者数の推計》

単位：人

区分	実績			推計				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要支援1	228	239	252	271	283	292	306	389
要支援2	313	355	360	383	389	398	420	544
要介護1	402	396	406	421	430	441	466	652
要介護2	580	560	548	562	578	594	625	856
要介護3	459	418	442	440	453	468	495	728
要介護4	343	348	381	396	403	410	431	611
要介護5	275	274	245	255	258	262	278	393
計	2,600	2,590	2,634	2,728	2,794	2,865	3,021	4,173

資料：実績は「介護保険事業報告」月報（各年度10月1日現在）推計は「見える化システム」
 ※要支援・要介護認定者は2号被保険者を含む

3 居宅・介護予防サービス

居宅サービスは在宅での介護を中心としたサービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

（1）訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
訪問介護	回/月	12,386	12,231	12,934	13,207	13,622	14,319	15,529
	人/月	525	509	515	521	535	552	594

※令和2年度の実績値は見込値

（2）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者（要支援者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
訪問入浴介護	回/月	221	206	232	210	214	218	231
	人/月	43	43	47	45	46	47	50
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0.7	2.1	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9
	人/月	0	1	1	1	1	1	1

※令和2年度の実績値は見込値

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
訪問看護	回/月	855	916	1,250	1,323	1,353	1,409	1,457
	人/月	123	128	147	152	156	162	167
介護予防訪問看護	回/月	55	66	114	120	122	123	130
	人/月	7	9	13	15	15	15	16

※令和2年度の実績値は見込値

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
訪問リハビリテーション	回/月	400	437	623	617	659	706	751
	人/月	35	39	41	42	44	47	50
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	29	48	60	75	75	75	86
	人/月	4	6	6	7	7	7	8

※令和2年度の実績値は見込値

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
居宅療養管理指導	人/月	247	288	304	327	332	340	357
介護予防居宅療養管理指導	人/月	12	13	14	15	15	15	15

※令和2年度の実績値は見込値

(6) 通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
通所介護	回/月	4,543	4,751	5,054	5,416	5,637	5,851	6,192
	人/月	425	436	444	467	478	489	517

※令和2年度の実績値は見込値

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
通所リハビリテーション	回/月	2,275	2,274	2,405	2,395	2,400	2,436	2,606
	人/月	230	244	244	257	262	270	286
介護予防通所リハビリテーション	人/月	15	27	37	44	44	45	48

※令和2年度の実績値は見込値

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
短期入所生活介護	日/月	1,529	1,635	2,113	2,296	2,350	2,400	2,471
	人/月	107	113	118	128	132	135	138
介護予防短期入所生活介護	日/月	8.7	6.8	8.6	9	9.4	9.4	9.4
	人/月	2	2	2	2	2	2	2

※令和2年度の実績値は見込値

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
短期入所療養介護（老健）	日/月	186	218	265	288	281	281	295
	人/月	29	31	30	32	31	31	33
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
特定施設入居者生活介護	人/月	39	47	49	52	53	54	58
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	8	9	7	7	7	7	8

※令和2年度の実績値は見込値

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者等に貸与します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
福祉用具貸与	人/月	804	823	853	902	912	935	1,006
介護予防福祉用具貸与	人/月	102	123	143	156	159	163	172

※令和2年度の実績値は見込値

(12) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
特定福祉用具購入費	人/月	15	13	14	15	15	15	16
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	3	4	5	5	5	6	6

※令和2年度の実績値は見込値

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
住宅改修	人/月	9	9	10	11	11	11	11
介護予防住宅改修	人/月	4	4	5	5	5	6	6

※令和2年度の実績値は見込値

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者（要支援者）の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
居宅介護支援	人/月	1,217	1,193	1,211	1,244	1,287	1,322	1,420
介護予防支援	人/月	119	145	163	182	189	197	207

※令和2年度の実績値は見込値

4 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる4種類の施設で提供されています。

(1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護老人福祉施設	人/月	262	267	284	312	347	352	360

※令和2年度の実績値は見込値
※令和4年度に市内に1施設80床新規開設する見込み

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護老人保健施設	人/月	121	113	112	120	120	120	120

※令和2年度の実績値は見込値

(3) 介護療養型医療施設

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための期間として6年間（令和5年度末まで）延長されました。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護療養型医療施設	人/月	6	4	3	4	4	0	
介護医療院	人/月	0	0	0	0	9	18	18

※令和2年度の実績値は見込値

(4) 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ医療、介護、生活支援に加え、住まいの機能を持った長期療養を目的とした施設で、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護医療院	人/月	0	0	0	0	9	18	18

5 地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1	15	20	22

※令和2年度の実績値は見込値

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
認知症対応型通所介護	回/月	322	240	314	317	317	317	317
	人/月	31	25	26	26	26	26	26
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	1	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
小規模多機能型居宅介護	人/月	65	66	69	70	72	73	80
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	5	10	18	25	25	26	28

※令和2年度の実績値は見込値

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者（要支援者）について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
認知症対応型共同生活介護	人/月	78	84	85	105	105	114	114
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	2	2	3	15	20	27

※令和2年度の実績値は見込値

(9) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、通所介護サービスを提供します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
地域密着型 通所介護	回/月	1,830	1,536	1,602	1,568	1,574	1,586	1,610
	人/月	188	162	163	163	166	168	170

※令和2年度の実績値は見込値

6 市町村特別給付

上乗せ・横出しサービスとなる市町村特別給付は、全額介護保険料から賄う市の独自事業としてサービスを実施しています。

サービス開始時より、高齢者の移送サービスが拡充してきましたが、介助の必要な要介護認定者の移送手段として、事業内容を精査しながら、継続実施をしていきます。

(1) ケアタクシー事業

要介護の認定があり、通院等乗降介助の必要性がある方に対し、定期通院のためのケアタクシー利用時の運賃助成を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
ケアタクシー 事業	千円	8,158	7,485	7,000	8,000	8,500	9,000	9,000

※令和2年の実績値は見込値

7 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、訪問・通所事業者に加え、NPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来の専門的なサービスに加え、住民、NPO法人等の多様な主体によるサービス等を提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

（1）－ 1 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
訪問型サービス（現行型）	人/月	102	94	100	103	107	110	100
訪問型サービスA	人/月	4	5	6	9	10	11	6
訪問型サービスB	人/月	—	3	3	5	5	6	8

※令和2年度の実績値は見込値

(1) - 2 通所型サービス

要支援者等を対象に、旧介護予防通所介護に相当するサービスでは、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
通所型サービス (現行型)	人/月	107	128	111	130	138	146	111
通所型サービスB	人/月	—	—	2	4	5	6	8

※令和2年度の実績値は見込値

(1) - 3 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、心身の状況や置かれている環境等に応じて、総合事業におけるサービス等が適切に提供され自立支援につながるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

		実績値			見込量			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護予防ケアマネジメント	人/月	130	130	130	143	147	151	158

※令和2年度の実績値は見込値

8 保険料の算出

(1) 介護サービス給付費の推計

《介護給付費の見込み》

単位：千円

サービス種類	R3	R4	R5	R7	R22
居宅サービス					
訪問介護	470,241	485,412	510,199	553,293	873,179
訪問入浴介護	30,396	31,084	31,563	33,519	54,578
訪問看護	89,336	91,556	95,148	98,094	156,282
訪問リハビリテーション	20,872	22,209	23,902	25,495	35,923
居宅療養管理指導	42,116	42,770	43,800	45,937	71,753
通所介護	524,561	544,945	565,234	596,816	914,264
通所リハビリテーション	252,104	251,875	259,055	273,278	427,459
短期入所生活介護	230,303	235,761	239,894	247,745	402,163
短期入所療養介護（老健）	40,685	39,610	39,727	41,721	66,918
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	118,474	121,101	123,065	132,127	184,724
福祉用具貸与	158,589	159,148	163,196	176,209	276,412
特定福祉用具販売	5,398	5,398	5,398	5,802	8,703
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,177	33,712	44,152	50,130	81,452
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	43,021	43,073	43,073	42,701	68,583
小規模多機能型居宅介護	163,268	166,450	168,590	185,562	279,621
認知症対応型共同生活介護	309,798	309,969	337,221	337,221	390,736
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	11,840	47,233	61,838	80,471	87,921
地域密着型通所介護	154,103	155,108	156,076	158,790	244,667
住宅改修	11,178	11,178	11,178	11,178	17,464
居宅介護支援	219,203	226,149	232,193	249,729	380,707
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	988,501	1,100,572	1,116,725	1,142,049	1,227,841
介護老人保健施設	421,512	421,746	421,746	421,746	421,746
介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	0	36,751	73,203	79,846	97,639
介護療養型医療施設	13,120	13,128	0		
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	4,320,796	4,595,938	4,766,176	4,989,459	6,770,735

《予防給付費の見込み》

単位：千円

サービス種類	R3	R4	R5	R7	R22
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	190	190	190	190	380
介護予防訪問看護	4,742	4,789	4,821	5,116	6,723
介護予防訪問リハビリテーション	2,746	2,747	2,747	3,140	3,924
介護予防居宅療養管理指導	2,051	2,052	2,052	2,052	2,873
介護予防通所リハビリテーション	19,017	19,028	19,515	20,758	26,922
介護予防短期入所生活介護	706	738	738	738	1,107
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	5,959	5,962	5,962	7,133	8,581
介護予防福祉用具貸与	12,413	12,637	12,957	13,667	17,660
特定介護予防福祉用具販売	1,583	1,583	1,902	1,902	2,534
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	20,199	20,210	21,185	22,719	29,269
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	6,154	6,154	7,482	7,482	9,895
介護予防支援	10,087	10,481	10,924	11,479	14,807
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	85,847	86,571	90,475	96,376	124,675

《総給付費の見込み》

単位：千円

介護給付及び予防給付	R3	R4	R5	R7	R22
総給付費の合計（Ⅲ） （Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	4,406,643	4,682,509	4,856,651	5,085,835	6,895,410

(2) 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

《被保険者数の見込み》

単位：人

所得段階	対 象 者	R3	R4	R5
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,926	2,957	2,988
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	1,188	1,200	1,213
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	1,082	1,093	1,105
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,607	2,635	2,662
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	2,164	2,186	2,210
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	3,033	3,065	3,097
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	2,376	2,402	2,427
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1,206	1,219	1,232
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1,153	1,165	1,177
合 計		17,735	17,922	18,111

《介護保険料》

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合 (保険料率)	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.5 (0.3)	33,600 円	2,800 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	0.75 (0.5)	50,400 円	4,200 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75 (0.7)	50,400 円	4,200 円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.9	60,480 円	5,040 円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	基準額	67,200 円	5,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	80,640 円	6,720 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	87,360 円	7,280 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	100,800 円	8,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の人	1.7	114,240 円	9,520 円

※第1～3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、（ ）内の保険料率となります

第6章

介護保険制度の円滑な運営

1 施設整備計画

(1) 地域密着型サービス

原則、市内に在住の方のみが利用できる地域密着型サービスの事業所を拡充し、市内にお住まいの方が住み慣れた地域で生活が続けられるような体制整備を図ります。

		R2	R3	R4	R5	R5 末 整備数
認知症対応型 共同生活介護	定員	105	105	105	114	114
	(施設数)	7	7	7	7	7
看護小規模 多機能型居宅介護	定員	0	0	29	29	29
	(施設数)	0	1	1	1	1
定期巡回・随時 対応型介護看護	施設数	0	1	1	1	1

※「定期巡回・随時対応型介護看護」については、定員規定がないため、施設数に基づいて整備を進めます。

(2) 施設系・居住系サービス

介護が必要な方が入所することで、介護や身の回りの世話を受けられる施設系・居住系サービスを施設の新設・増床・転床の実施により拡充し、居宅での介護が困難な方が安心して暮らせる体制整備を図ります。

	R 2 末床数	整備規模
介護医療院	0	36

2 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置づけ

市では、国及び千葉県の「介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図るため、下記主要5事業について目標値を定め、第8期計画においても引き続き取り組みを行うことで、効果的な事業の実施を目指します。

- 1) 要介護認定の適正化については、認定調査全件のチェックを行います。また、認定調査員の資質向上を目的とし、研修会へ参加します。
- 2) ケアプランの点検については、介護支援専門員の「気づき」を促がし、資質向上を図ることを目的とし、問題点や課題を共有しながら協働で点検を行います。
- 3) 住宅改修等の点検については、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。
- 4) 医療情報との突合・縦覧点検については、千葉県国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等を点検し、誤請求や重複請求があった場合には事業所へ過誤申立等の指導を行い、適正な給付を実施します。
- 5) 介護給付費通知については、サービス利用者に利用実績の確認をして頂くことで、事業所の架空請求や過剰請求の防止を図ります。

主要5事業	第8期見込み		
	R 3	R 4	R 5
要介護認定の適正化（％）	100	100	100
ケアプランの点検（事業所数／プラン件数）	4/200	4/200	4/200
住宅改修等の点検（件）	20	20	20
医療情報との突合・縦覧点検（件）	500	500	500
給付費通知発送（件）	4,200	4,200	4,200

3 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、介護保険制度の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

	概要
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会	懇話会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査検討協議を行います。 計画策定後においても、計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域密着型サービス運営委員会	委員会は、サービスの指定を行う際の指定基準及び介護報酬を決定しようとするときに、市長に対し意見を述べたり、サービスの質の確保、運営評価等の適正な運営を確保する観点から必要な事項について協議を行います。
地域包括支援センター運営協議会	協議会は、地域包括支援センターの設置や運営、評価等に係る内容について協議を行います。 今後も地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが、適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。

(2) 介護保険事業の情報の提供

	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、介護サービス情報の公表制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の周知啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する周知啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア．市民に対する制度の普及啓発 イ．サービス利用者に対する情報提供
介護保険出前講座	介護保険制度のより一層の周知を目的に、介護保険担当職員が講師となって依頼地域への介護保険出前講座を開設しています。市民グループや各種団体を対象に実施します。

(3) 介護保険事業の質の向上・確保

	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて千葉県国民健康保険団体連合会や福祉サービス運営適正化委員会など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や県が進める 福祉サービス第三者評価について市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、国・県等からの情報の収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

(4) サービス利用の促進

	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	低所得者のサービス利用の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。 【生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業】
福祉用具購入・住宅改修の受領委任方式	償還払い方式である福祉用具・住宅改修について、受領委任方式をとることで、利用者の負担軽減を図ります。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

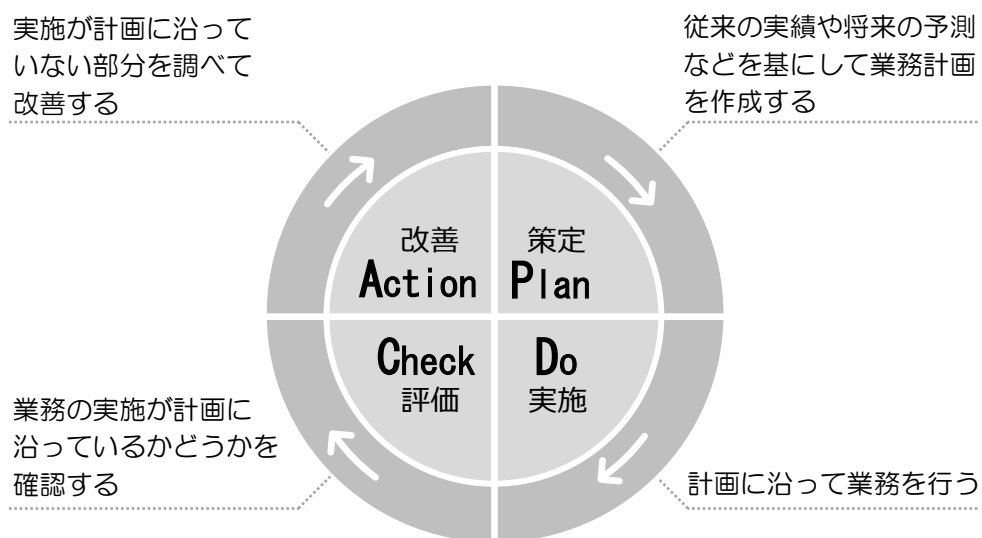
	概要
事業所や施設における自然災害対策の推進	事業所や施設が、地震や風水害に対する防災計画や被災時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定の支援をするとともに、防災力の向上を支援します。
事業所や施設における感染症に対する推進	事業所や施設で新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、感染を最小限に抑えるとともに、入所者、利用者の生活の継続が確保されるよう支援します。
自宅における介護予防の推進	災害時や感染症の拡大時は、介護予防の取り組み等も中止や延期、規模の縮小が予想されます。そうした時に、高齢者が自宅でも体を動かしたり体操等ができるよう「東金市ロコモ体操」のDVDを作成し、配布して対応します。
災害時の避難に支援を要する高齢者等への対応	災害発生時に迅速に対応できるよう、高齢者など避難に支援を要する方への対応について、関係機関や関係団体と連携し体制の整備を図ります。

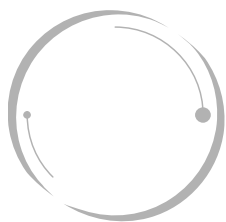
4 計画の進行管理

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、策定・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

計画に定める取り組みや目標等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、各サービスの質のさらなる向上に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ





資 料

1 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な策定及び推進等に関し、専門的かつ総合的な立場から意見を聞くため、東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議し、提言する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第115条の4第2項に規定する支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討に関すること。
- (4) その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 関係行政機関から推薦された者
- (4) 学識経験者
- (5) 介護保険に係る被保険者
- (6) 介護保険に係る費用負担関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

2 東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会委員名簿

番号	分 野	所属機関等	氏 名	備 考
1	保健・医療関係	柿栖眼科医院	柿栖 米次	
2		サンピア歯科	川口 知男	
3		介護老人保健施設 あさいケアセンター	丸山 久太	
4	社会福祉関係	特別養護老人ホーム 福福の里	市川 浩	
5		社会福祉法人 ゆりの木会	長谷川 由貴	
6		東金市地域密着型サービス事業所 連絡会	石原 孝雄	
7		ヘルパーステーション温	田中 久美子	
8		東金市社会福祉協議会	真行寺 洋男	
9		東金市民生児童委員協議会	松戸 誠	
10		東金市長寿の会連合会	山口 義之	
11	学識経験者	日本大学名誉教授	片桐 昭泰	
12		城西国際大学	林 和歌子	
13	介護保険 被保険者	第1号被保険者	池田 靖彦	
14		第2号被保険者（費用負担者）	猪野 美佐緒	
15	その他	東金市議会 文教厚生常任委員会	相京 邦彦	

3 協議経過

No.	開催日時	内 容	開催場所
1	令和2年 8月25日（火） 13時15分～	（1）次期計画の策定方針について（協議） （2）アンケート調査の実施及び結果概要について（報告） （3）今期計画の進捗状況について（報告） （4）今期計画における課題について（協議） （5）その他	東金市役所 第1庁舎3階 第1委員会室
2	令和2年 11月2日（月） 13時15分～	（1）地域分析 （2）計画の体系 （3）計画策定における検討事項	東金市役所 第1庁舎3階 第1委員会室
3	令和2年 12月22日（火） 13時15分～	（1）第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） （2）第8期介護保険料 （3）その他	東金市役所 第1庁舎3階 第1委員会室

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発 行：東金市

企画・編集：東金市市民福祉部 高齢者支援課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL:0475(50)1219(直通)
